

平成22年  
(仮称)自治基本条例検討連絡会議  
会議概要記録

平成22年5月12日  
新宿区議会

辻山座長 それでは、第31回の検討連絡会議を始めたいと思います。

ちょっと根本委員がおくれているということと、高野委員もちょっとおくれるという連絡があったと聞いておりますので、順次おそろいになるとと思いますので、進めていきたいなと思います。それでは最初に、今日の配付資料の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から本日の配付資料の確認をさせていただきます。恐縮ですが、座って御説明をさせていただきます。

まず、次第をめぐっていただきますと、資料1が条例骨子案検討作業チーム担当表になっております。

続きまして、資料2が、それぞれ三者から示されている議会の役割と責務についてのそれぞれの3者の案になっております。

資料2-1が区民検討会議案、1枚めぐっていただいて、資料2-2が議会案、資料2-3が専門部会案、行政案というふうになっております。

続きまして、資料3が条例に盛り込むべき事項（三者案比較表）ということで、本日1点目の議題になっています議会の役割と責務のところにつきましては4ページになります。そちらのほうのページについて、前回の資料から追加させていただいて、本日お配りさせていただいております。

続きまして、資料4が条例に盛り込むべき事項（三者案調整たたき台）になっております。こちらのほうが、6ページがそれぞれ三者から示されている案の調整案ということで、類似の項目につきましては網かけで表示をさせていただいております。1点目の議題のときに参照していただきたいと思います。

続きまして、資料5が骨子案検討シートということで、検討チーム2のほうから御提出いただきました区分C・Gに関する条例骨子案になっております。これにつきましては後ほど担当の班のほうから御報告いただくものです。

続きまして、資料6が前回口頭で御報告させていただいておりますけれども、区民アンケート作問検討会の第1回の概要及び決定事項になっております。

資料7が、条例に盛り込むべき事項、三者案検討課題及び決定事項ということで、前回の検討連絡会議の議論を反映したものをお配りしております。

そして、資料9が前回の検討連絡会議の開催概要をお配りしております。

資料番号が振られているものは以上ですが、それ以外に.....すみません、1つ、資料8が条例に盛り込むべき事項区分C・G（区民検討会議修正案）ということで、前回提示させていただきました区民検討案の1つ目の区長の位置づけと役割の（1）及び行政運営の（5）が前回の区民検討会議の中で修正されましたので、修正したものを反映した形で改めて本日お配りさせていただいております。

この変更後のものにつきましては、先ほどの三者比較表、調整たたき台のほうはまだ反映されておきませんので、次回反映したものをお配りさせていただきたいと思います。

こちらのほうが前回から変わったということで改めて資料配付をさせていただきました。

そして、資料番号が振られていないものとして、区民検討会議のほうの検討経過報告書（平成21年度）ということで本日冊子になっているものをお配りさせていただいております。

本日の配付資料につきましては以上のとおりです。

辻山座長 ありがとうございます。

何かございますか。

なければ、早速議題に入っていこうと思いますが、次第を見ていただくとわかりますように、議題として4つ掲げられていて、1つは議会の役割と責務について三者案を検討する、2つ目は行政の役割と責務、行政の運営、税財政、情報の共有について、これは骨子案が作業チームで検討されましたので、この御報告を受けて議論をします。3点目は、区民討議会と区民アンケート作問のための準備がどういうふうに進んでいるか御報告をいただくということであります。そして、4点目が地域懇談会の開催についてということであります。

結構内容が多いので、できるだけ要領よく進めていきたいなと思っております。御協力をお願いいたします。

それでは最初に、区分D：議会の役割と責務について、それぞれから検討結果が出ておりますので、御報告をいただいて議論をしようというふうに思っていますが、ちょっと高野さんがまだ

着いていないようですので……、聞こえたかな、着いてすぐ御報告でいい、高野さん。

高野委員 はい。

辻山座長 ありがとうございます。早速ですけれども、お願いいたします。

高野委員 大変恐縮です。

議会の役割と責務ということで、お示しの資料2 - 1なんですが、区民案として、「区民の代表機関として議会を置く」というふうな形で、これは具体的な話として区長の位置づけに合わせて議会の位置づけをそれについても定めたらどうだということで作りました。

その次は、議会の責務ということで、ここにおいては、「議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視しなければならない」。

ここで、区民委員の中、あるいは区民の皆さんの中で、なじむ言葉であるようであってなじんでいない「二元代表制」というこの辺のところをどういう形でわかりやすく長文にしないですかというところがちょっと課題に今なっています。一応皆さんはこれでいきましょうと、文章的に説明がつかないだろうからとりあえずこれでいきましょうというふうな話で今進んでいます。

その次の、「議会は、自治立法機関であることを自覚し、区民生活に必要な条例の制定、改廃に努めなければならない」。

それで、ここも「自治立法」とか、その辺の言葉がなかなかなじまないということで、自治立法機関について、唯一の立法機関は国会であるが、自治立法する役割は議会が担うということを念頭に考えていただき、それで、ある意味で自治立法機関であることの自覚を促すために提案したいということの区民検討会議での考えでここに掲げました。

その次は、「議会及び区長は、(1)及び(2)の目的を達成するための体制の整備に努めなければならない」ということで、ここも自治立法を支える仕組みとして入れてはどうかということとで意図的にこの部分は入れた。

それと、ここで今問題になったのは、主語が「議会及び」じゃなくて「区長及び議会」というところでちょっともめまして、どっちが先だろうということがあって、じゃなじむのは「議会及び区長」がいいではないかということで、ちょっとそのところは落ちつきました。

それと、このところで、本来は仕組み的なところで、話題としてはここに入れたのは、議会事務局の充実を図ると、その辺のところはだれが図るのかとか、その辺の話があって、それでここに落ちついてきたという状況であります。

続きまして、次のところは、「議会は、多様な方法により議会運営に関する区民との情報の共有に努め、説明責任を果たさなければならない」というような流れがありまして、この情報共有ということなのか、区民との情報の共有なのか、それとも情報をもらうのかどうかとか、その辺のところの話し合いがありまして、一応このところでは議員活動はしても、議会としての活動がなかったのではないかなということとを区民サイドは考えていたり、あるいは、区民参加の論点は、議会と住民がどのようにかかわっているであろうかというふうな話もありました。

それで、その中で、だれと情報を共有するかをわかりやすくするために、「区民との」を「情報共有」の前に持ってくることで、同時に「説明責任」の前にある「区民への」を削除して重複を避けるという形で考えたという流れで作りました。

次は、議会責務というところで、一番最後の「議会は、地域自治を尊重し、議会運営を行うよう努めるものとする」というふうな形で、これは地域自治の促進というような意味合いでここは皆さんとの話でこれをまとめてみました。

次が議員の責務という形になりまして、この議員の責務は、「議員は、区民の代表として権限と責務を自覚して行動しなければならない」という内容でございます。

続きまして、「議員は、区民の意見を集約し、区政に反映させなければならない」。

最後のところは、「議員は、政策立案及び審議する能力の向上に努めなければならない」という形で区民案のほうはまとめました。

ただ、余りにも当然のような内容が多いんでございますが、再度確認という意味も含めながら、それから、この辺のところも切に議会のほうに望むということの、嘆願ではございませんので、これはこういう形で盛り込んでいただきたいという状況を御説明申し上げました。

辻山座長 ありがとうございます。

区民検討会議のほうで何か補足ございますか。いいですか。

それでは、先へ行きましょう。

それでは、議会のほうからの報告をお願いいたします。

山田委員 根本委員がちょっとおくれておりますので、私のほうから御説明をしたいというふうに思います。

区民案とか行政案と同じように、私たちも大きな項目としては、議会の設置、議会の責務、議員の責務という3本立てにしております。

まず議会の設置でありますけれども、「区民は、区民の代表機関として、議会を置く。」ということで、議会の設置については地方自治法の89条で決まっているわけで、決まっていることをあえて条文化しているわけですが、これについては、要するに区民が主体である、区民の意思でこの新宿区に議会を置くんだということを明確にする、要するに主体を明確するという意味合いを込めてこういうふうな表現にしております。これは首長の場合も同じような言い方をしておりますけれども、それと共通しております。

それから、議会の責務ですけれども、議会は議決権限を行使するわけですが、議決権限を行使する場合に区民の意思を的確に把握する、掌握して行うというのが最低限必要だということでこういう表現をしております。「執行機関の活動を調査、開示する。」これはチェック機能を十分果たしていくという意味合いです。

それから、ですけれども、ここは非常に重要なところですが、チェック機能を果たすと同時に、議会の役割というのは、要するに地方政府としての制度づくりをどうやっていくか、議会として制度づくりをどうやっていくかという立法機能がこれからより広く求められていくんだというふうに思うわけです。

したがって、そういうことをここでは表現をしているところで、政策立案、政策提言を積極的に行っていくんだというふうなことです。

それから、ですけれども、「区議会は、（区民に議会活動を説明し、）情報を共有することにより」というふうなことが書かれてあります。

何でここに括弧しているかということなんですが、これは右のほうにちょっと説明が書いてありますが、議員の中で、議会として説明をするということについて若干違和感を持っている、あるいはなじめない議員がまだおりまして、そういう方々に配慮して括弧をつけているということです。

ただ、私たちは、議員個人としてはそれぞれ地域の中でいろいろ宣伝といいましょうか、周知活動、報告会なんかを開いてやっているんだというふうに思いますけれども、新宿区議会として、区議会でこういうことをやりました、ああいうことをやりましたというふうな、そういう説明といいましょうか、そういう活動は今までほとんどやってこなかったわけですね。

したがって、そこについては、やはり議員個人が議会活動の報告をする、あるいは住民の皆さんの意見を掌握するというのは、それは当たり前のことですけれども、それと同時に、議会としてもやはりそういうふうな役割をきちんとこれから果たしていく、今までも果たさなきゃだめだというふうに私は思っておりますけれども、そういうことが必要だということで、そういう意見ももちろんあるわけですが、さっき言ったように、全体としては、まだ最終的にさっき言ったような議員もいらっしゃいますので、まとまっていないということで括弧をつけているところであります。要するにここは、議会として説明責任をきちんと果たしていくんだという、そういう意思です。

それから、議員の責務ですけれども、2つほど挙げております。いろいろあるというふうに思うんですが、ごく基本的なことを挙げています。

としては、区民の代表としての権限、責任を自覚して使命達成に努めるんだということ。

それから、2つ目ですけれども、「議員は、別に定める政治倫理基準その他の法令等を遵守して、公正公平な議会活動を行う。」。

この「別に定める政治倫理基準」ですけれども、新宿区議会の場合は、平成17年だと思いますが、新宿区議会議員政治倫理条例をつくっております。この条例は、公募の区民の皆さん、それから学識経験者の皆さん、それから我々議員が入って相当回数議論をして、全国的にもむしろ早いほうだったわけですが、倫理条例を既につくっておりますので、ここではその倫理条例に基づき、あるいはその他の法令等を遵守すると、これは当たり前のことですけれども、そういうことを述べているということです。

辻山座長 ありがとうございました。

議会のほうからは追加、補足ありますか。いいですか。

それでは最後に行政のほうからお願いします。

針谷委員 それでは、行政の案でございます。区側の案でございますけれども、まず議会の設置でございますが、前回の区長案のときと同じように、今度は議会については憲法なり地方自治法なりということで、置く必要もないのではないかという議論もありましたが、区長案のときに置いたほうがよからうという話もございましたので、これを書いています。

どのようにというようなところも含めまして、ちょっと長く書いていますけれども、「区民は、地方自治法で定めるところにより、議決機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を置く。」といったような形で記しているところでございます。

続いて、議会の責務でございます。議会の責務の1番目は議会案と同じでございますけれども、区民の意思を反映するという、議決権限を行使するという、それから、執行機関の活動の調査、監視といったようなところで(1)のところをまとめているところでございます。

(2)に当たりましては、「様々な調査研究活動を通じて積極的に政策立案、政策提言を行い、議会の活性化に努める。」というところで、(1)と(2)を並列的に書かせていただいた上で、(3)のところでは、「区議会は、(1)及び(2)の権限等を行使にするにあたり、地域の課題及び区民の意見を的確に把握するとともに、議会活動について区民と情報を共有することにより、区民参加を促進し、区民に開かれた議会運営を行う。」とさせていただきます。「行う」のか「努める」のかというのはちょっと微妙なところもありましたけれども、「行う」という形でさせていただきます。

最後に、議員の責務でございますけれども、新宿区においては新宿区議会議員政治倫理条例が既にごございますので、そちらを踏まえまして、「議員は、新宿区議会議員政治倫理条例に規定された政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正公平に職務を遂行する。」ということで一文にさせていただきます。

辻山座長 ありがとうございます。

補足はありますか。いいですか。

それでは、今御報告いただいたもの、全体の印象は余りそれぞれが違ったことを書いているなということはないんですけども、ここではやはり表現の仕方あるいは用語などをめぐって少し詰めておかなければいけないんじゃないかと思えます。どなたからでも御発言をどうぞ。

久保委員 この議会については、三者とも非常に評価ができる内容だとまず真っ先に思います。議会は自分たちですから省きまして、区民の皆さんと、それから行政の皆さんについて意見を簡潔に申し上げます。

まず、議会の位置づけはこのとおりで結構ですが、議会の責務の(1)「二元代表制の一翼を担う機関として」というところについては高野委員から説明がありました。ただ、僕は「二元代表制」という言葉を使うべきだと思っています。そして、これは用語解説できちんと入れるべきだと。

なぜなら、自治基本条例は、やはり区民全体に対する啓蒙の意思を持ってつくっていいんだと思っていますから、二元代表制というものを、やはり区民の皆さんに日本の政治はこれによって行われているんだということをわかってもらうためにも入れておくべきだし、用語解説をすべきだと思えます。

それから、2番目の「議会は、自治立法機関」という、この「自治立法機関」を用語解説でやるのは僕はよくないと思っています。「自治立法機関」という新用語をつくるべきではない。せめて「自治体の立法機関」というふうにすればよくわかるんだろうと思います。

3番目と5番目は、僕は自治基本条例では不必要だと思っています。言わずもがなのことだと思えます。

そして、特に5については、「議会運営を行う」というものを修飾限定しているのは「地域自治を尊重し、」なんです。議会運営というのは、地域自治を尊重するためだけに行われるものではありません。そういう意味も含めて、3と5は不必要、1、2、4があればもう立派だ、これで十分だというふうに思っています。

そして最後に、行政分のやつですが、きのうのチーム2での審議でも言ったんですけども、一番最初に来る、「区民は、地方自治法で定めるところにより、」この「地方自治法に定めるところにより、」というものは削除していただきたい。地方分権、つまり今、地域主権ということが言われる中で基本条例をつくらうとしています。

あえて言うなら、新宿区民は新宿区議会を自治基本条例に基づきという心持ちを持つべきであって、僕は日本の地方自治が進展・発展するためには、今の地方自治法はなくすべきだと思って

います。その「地方自治法の定めにより」なんていう国法をこんなところに入れることは地方分権には反するとあえて申し上げます。

辻山座長 数点の御指摘をいただきましたけれども、どうでしょうか。最初に、区民検討案について出された二代表制は入れるべきだろうという御指摘、それから、「自治立法機関」については「自治体の立法機関」くらいのほうがいいのではないかと、特にもう一つの意見は3と5は不要であるという御意見が出されました。この点についてちょっとまず意見交換をしていきましょう。

どなたか、区民検討会議のほうからは何か反論ありますか。

高野委員 今回の御指摘の中で、「自治体の立法機関」という言葉が適切というお話があったんですが、(2)の部分ですが、ここの部分は、区民案のほうにおいても「自治立法機関」という意味が理解するのがちょっと難しいという話もございまして、じゃ何なんだという話になったときに、自治立法の担い手みたいな形での物のとらえ方をしているということを説明しておかなきゃいけないのかなというふうに思いました。

そういう意味で、その辺のところを自覚してよろしくお願いしますというところがあるんですが、あと、3番に関しては、その(1)と(2)のその内容を達成するための体制の整備に努めてくださいよというところがあって、これはどういうことかという、我々が言うべきことではないと思うんですが、例えばいろいろ、ちょっとこの間お聞きして、職員は区長が委嘱して、その議会職員を選ぶのは議長というふうな話があって、では余りそこに踏み込むのもいかならうということもあって、じゃ本当は議会事務局がもうちょっと幅広い形でいろいろなことに対応できるようになもものになっていただけないだろうかということも含めて、そこをあえて入れさせていただいたので、その辺は単純に要らないということより、ちょっとその辺のところを御検討いただきたいなというふうな感じがします。

それからもう一つ、最後の「地域自治を尊重し、」というところで、ここの部分が要するに、単純に言いづらいことを言うと、都市内分権、地域分権だとか、分権の部分が全く言葉変えて「地域自治」というふうな言葉があったので、行政サイドにおいても一応「地域自治を尊重し、」ということになって、議会側のほうにもその部分を尊重してくださいということのお願いでございますので、そう簡単にはちょっとというところで話はやめておきたいと思います。

辻山座長 どうぞ。

久保委員 最後の5番目ですが、僕はこれを否定しているのではなくて、議会運営にかけていることが問題であって、「議会は、地域自治を十分に尊重しなければならない」という言葉だったら納得はします。議会運営をするのに修飾語が限定をするからいけないと言っているだけで、地域自治を尊重しなければいけない、特に議会がおれたちの権限をなんてつまらない小さなことを言うんじゃないよと言っているのはわかっているんですよ。だから僕は、「議会運営を」ということでなければ賛成です。

あともう1点、3は、議会の責務に区長が入っていることがまずおかしいんです。議会の責務に何で区長が入るの。そして、体制の整備に努めなきゃいけないということは当たり前のことであって、具体的にこういうふうには指摘されなくたって体制の整備はしなきゃいけないことで、あえて言うことでもないでしょうという意味で、ただ、ここは初めてですから、ほかに5人もうちの議員がいるんで、その人たちの意見も聞いた上でお願いします。

あざみ委員 3番の体制のところですけども、これは議会でも議論をしてはいるんですよ。項目として書いてはいませんけれども、やはり事務局体制、私たちここに入るに当たっても、やはりもっと事務局の体制が欲しいということで、1人増員とか、微々たる感じですけども、そういう要求をしてきているくらいですので、そういう意味では、物理的な人数の確保もしたいですし、先ほど高野委員が言われたように、やはり区長に派遣してもらって、ある意味使わせていただいているみたいな、そういうところがあって、やはり議会として雇うことは可能にならないと、本当の意味での議会の自立みたいなものはないんじゃないかみたいな議論は結構やってきているんですね。

ただ、その項目として入ってこなかったのは、私のとらえ方は、この議会の 番のところで「積極的に政策立案、政策提言を行い、議会の活性化に努める。」と、この中にそういうことも目指しつつ、だから、体制をしっかりとすることが目的ではなくて、政策立案とかをしていくため

の手段としてその体制が必要なんですよね。そういう意味で、ここに私は含まれていると解釈をしているので、区民の皆さんが入っているんじゃないかと言えば入れてもいいのかなと思うし、「区長は」と入るのは確かにおかしいということはおかしいので、多分中身としては議会も十分入っているということで解釈いただければなと思います。

辻山座長 ほかございますか。  
どうぞ。

山田委員 議会の規定をする場合に、やはりもう一つの代表機関である首長のほうをどう規定するかということも一緒に考えていかなければならないというふうに思うんですね。それで、首長については骨子案のシートが出ていますから後で議論されるんだというふうに思いますけれども、例えば今議論がある二元代表制を入れるか入れないかということですが、区長のほうには余り入らないし、今後も恐らく入らないんだと。

何でじゃ議会のほうに入れるかということなんだけれども、要するに、二元代表制という自覚がそもそも議会の中にあるのかどうかという、そういう思いが根底にあるんじゃないかと。私もそう思ったりしますけれども、あるんじゃないかというふうに思う。もしそれが主な理由だったら、私は入れる必要は全くないというふうに思うんですね。それ以外の理由があるということでしたら、この二元代表制について考えなきゃだめですけども、議会はどうも自覚していないようだからここで入れておこうなんていう、そういうことの意味合いだったら意味がないというふうに思います。

それから、久保委員と私、ちょっと考え方が似ているんですけども、3について言うならば、私は「体制の整備」というのは趣旨がよくわからないところがあるんですけども、わからないまま言うと、これは削除してもいいんじゃないかと。

それから、5は、これは大事なことだというふうに思いますけれども、何か別の表現みたいなものがあるんじゃないかというふうに思います。

それから、区民委員の皆さんにお聞きしたいのは、倫理条例についてはさっき議会のほうで説明しましたけれども、今、全国的に議会基本条例をつくるという、こういう方向性があるわけですね。新宿区でも特別委員会をつくっているいろいろ検討しているんですが、残念ながらまだできていない、できるような状態でも必ずしもないという、そういうことで、区民委員の皆さんは議会基本条例についてはどういうふうな議論をしてきたのか。ここには載っていないわけだけれども、載せる必要があるとかないとか、そういう議論があったのかどうかということについてちょっとお聞きしたい。

それから、専門部会のほうですけども、議会の設置について、久保委員が自治法で定めるところによりというふうな、それは削除すべきだというふうに言いましたけれども、私もこれは削除すべきだと。自治法で決まっているから議会を我々は置くんじゃなくて、要するに、区民の意思として置く。自治法で決まっていようと、決まっていまいと、区民の意思として置くんだという、そういうことからすると、たまたま自治法で決まっているわけだけれども、あえて自治法で決まっているから置くんだよというふうな表現というのは非常に主体性がないというふうに私は思います。

それから、「議決機関として、選挙によって選ばれた議員」という、この「議決機関として、選挙で選ばれた議員」というのも私はどういう意味があるのかなというふうに思って、こういうのはむしろないほうがいいんじゃないか。議決機関の中に立法機関という意味合いもあるんだというふうに思いますけれども、単に区長から出されてきた条例を議決するというんじゃなくて、より積極的に議会として立法機能を果たしていかなきゃだめだという、そういうことからすると、こういう表現というのは結構誤解されることなんじゃないかなと。選挙で選ばれた議員で構成されていない議会というのはないと思いますから、こういうのは要らないんじゃないかというふうに思いました。

辻山座長 議会基本条例の議論はどんなことをしているかはちょっと置いておいてもらって、先に専門部会のほうに出された「地方自治法で定めるところにより、」ということの扱いの問題と議決機関についての今の御指摘、これはどんなふうに。何か……どうぞ。

針谷委員 そこで争うといえますか、そういうつもりもないといえますか、区長はどういうふう  
に設置するのかというのとリンクしてくるところでございまして、一応専門部会としましては、区民は代表機関として議会を置くとかいうところになりますと、何に基づいてとか、どう

やってというのがどうしても気になるという部分があったので、あえて「地方自治法で定めるところにより、」とか「議決機関として、」というふうなもの入れたところでございます。

ただ、そこら辺、その2つについてはいいとしても、「選挙によって選ばれた議員で構成される」というのは残してもいいのではないかなというふうに思っているところでございますが、区長の書き方と同じような書き方をしなくてはいけないというのは認識しているところでございます。

辻山座長 ちょっとわきの情報を御紹介しますと、今、政府の地方行財政検討会議で、3年後に向けて地方自治法を全面改正して地方政府基本法にしようかという議論をしておりますね。へたすると地方自治法がなくなる可能性もあるということも一応念頭に入れておくということと、それから今のでいうと……後でまた気がついたら申し上げることにしましょう。

というようなこともあって、この情報は、しかし、今取りざたされているだけで、地方自治法を現実になくせるかどうかとなると、私も相当なエネルギーが要るだろうとははらんでおりますけれども、それに関して言えば、例えば憲法とこの新宿区の自治基本条例との関係をそもそもどういうふうに位置づけておくか、日本国憲法を新宿区の憲法が抜け出ていくということまで視野に入れるか、それとも、その枠内で整合性をとっていくということにするのかという基本的なことはあるかと思えます。

それは一つは、憲法には、議事機関として議会を置くと書いてあって、この議事機関というのは何だかよくわからないんですけども、したがって、今回は立法機関と議決機関という全く違った2つが出ているんだろうと思うんですけども、そこら辺のこと。つまり、私が申し上げているのは、憲法に議事機関と書いてあるから議事機関でいこうねという提案では全くありません。何のことも全くわからないので、むしろ積極的にこれは何の機関なんだということを入れていくべきだとは思っているんですが、そこら辺のことも少し考慮しながらちょっと議論をしていただきたいと思うのですが。

先に議会基本条例については何か議論があったのかという話はどうですか。

高野委員 実は、全くその部分ではなくて、議会の久保委員のほうから4番目がいいんじゃないかと、この辺のところでは実はこういう理念とか、この辺は実は議会の基本条例をつくっていただいて、そこに盛り込んでもらうとかいう形でやっていただくといいよねという話は実は出ていました。

ただ、その部分が、今、御指摘の部分だとか、いろいろな部分がありますが、そこはやはりある意味で自治基本条例をつくるわけですから、議会のほうで基本条例をつくっていただきたいねというところは区民としての考えです。

あと、そんなに細かなところは突っ込んで話していません。

辻山座長 なるほど。ちなみに、多分久保委員がおっしゃられた含意の中には、議会基本条例の検討が進んでいるんですけども、多くのところでは議会が住民に直接報告会をするというのはほぼ常識化しているという、ほとんどのところがそれを取り入れていて、それは個人が議員として報告会をやるのとは別のものとして取り入れているようですよということはあるそうですね。

久保委員 会長が最後に言われた憲法との関係ですけども、僕は現在の憲法に対して、僕らがその範囲内でとか、それを飛び越していくんだぞというような問題でなくていいんだと思っています。

憲法で議事機関と自治体の議会を言っていることは、最高裁に憲法の最終判断を任せるのではなくて、私たち自身が憲法を解釈すればいい、その解釈の中で議事機関というのは私たちが今言っている立法機関であり、議決機関だと解釈すればいいんだということで憲法との整合性は成り立つんではないかと思っています。

辻山座長 依存はありませんよ、私には。

というようなことで、少し幾つかの問題が同時に出了たけれども、議論されていないと思われるところがあればもう少し伺っておいて。

どうぞ。

土屋委員 内容的なものじゃないんですけども、ちょっと気がついたんですけども、議会案と行政案の2と3なんですけれども、文章がとても似通っているというか、ほぼ同じ文で成り

立っているんですが、これは何かを参考にしてつくられたんでしょうか。それとも、たまたま偶然こういうふうになったんでしょうか。

針谷委員 これを考えるに当たりまして、他の自治体の書き方なども相当参考にさせていただいています。議員の皆様がつくったものなども参考にさせていただいていますというようなところで同じような表現になっているところがございます。

久保委員 議員の責務ですが、区民の皆さんの1、「議員は区民の代表として、権限及び責任を」という話がありますね。これは議会の1と大体共通をしていますよね。議会は区民の代表としての権限云々と書いてありますね。やはりこれは議会のほうにも「の」が入るほうが適切だと、細かいことですが。そして、後ろもやはり議会のほうがいいなと私は思います。同じことを言っていますよね。だけど、議会の言葉のほうがいいんじゃないでしょうかというふうに意見を申し上げさせていただきます。

辻山座長 それはちょっと私も議論してほしいと思っているんですけども、特に議員の皆さんにもお聞きしたいんですけども、議員は区民を代表するかという命題についてはどうお考えなんでしょうか。そこはテーマなんですよ。今御指摘のとおり、議員は区民を代表するか。

久保委員 僕は代表するんだと思っています。そして、当たり前のことですけども、自分を選んで何千人かの人を考えて議員は仕事をすべきではないし、その見識等もすべて全区民のために自分は養うべきであって、そういう意味では、自分の地域を中心に選んでくれたけれども、議員となった以上は全区民の代表だという議員の自覚の問題だと思って、僕は区民を代表していると思っています。

辻山座長 一方で、久保委員自身が御指摘になったように、議会は住民を代表する、それはそのとおりでいいわけですね。

久保委員 はい。

辻山座長 そのときに言われている議会というのは、恐らく議会がそこで取りまとめる住民の共同意思ということの意味しているというふうに思うんですよ、私は。そうすると、議員は一人一人て住民の共同意思を代表できるかという問題になるんですね。

そのときには、多分私は個人的には共同意思のかけらと言っているんですけども、30人いたら30人が2つ、3つずつぐらいいのかけらを持ち寄ってきて、討議にかけたときに共同意思がそこで形成されると。そのときに初めて代表されるというふうに考えているものですから、市議会議長会の講演のときにもそういう文章があって、議員は市民を代表するのだろうかという問題提起をしたことがございました。それはこの基本条例の中でそこを決着つけなきゃならんという話ではないとは思っているんですけども、今ちょうどその言葉使いについて御指摘があったんで、ちょっとそここのところ、皆さんで議論していただければなという気はするんですけどもね。

久保委員 もう1点だけいいでしょうか。先生に反論するのは心苦しいんですが、区民は物理的にもいろいろな意味で一つのつぼをつくることは絶対できないのであって、かけらをそれぞれがつくることによって、それを合わせて一つのつぼにする。そういう意味では、今の形で僕は議員は共同意思を代表しているんだと。それはかけらを合わせることによってでき上がる、それで共同意思の構成だというふうに考えていいんじゃないでしょうか。

辻山座長 その限りでは、私も異論はありません。私はでき上がったつぼを共同意思というふうに表現したいと、こう言っているだけです。余り違いはないんです。

それは例えば区民検討会議の議員の責務の1「議員は、区民の代表として」という表現になっているところの理解の仕方というのが今、久保委員が言ったんですけども、それは大体それでいいですか。

高野委員 はっきり言って、余り言葉が難しくよくわかりません。なぜかという、自分たちは例えば何を話してきたかという、会派なしでみんな平場で話し合い、こういうことをやっているということはすごいいいことだから、こういうのはできないのという話から始まって、そう

すると、じゃ先ほど出た議会のほうの説明が今までやったことのない、議員さん個人がその活動の中でその説明をさせていただいているというか、やられているということは確認している。

そうすると、本当の意味で、そうすると、じゃ区民を代表してということより、我々は一部の支援者に対して何か返すというか、そこで説明しているという考え方のある人もいますよ。支援者に対して自分は100%返すけれども、そうでない人たちには皆さん区民が大事ですからという話でしかならないと。

そうすると、あくまで区民サイドは、支援者ではなかったら全く恩恵をこうむるということもできないし、何もなかったらじゃ何なんだという部分が実際は話し合いがあったというところがありまして、これはすごい悩ましい言葉なんですけど、その辺のところも考慮していただいて、やはり議会も議員さんもそういう一つの行動をしていただければというふうなお願いでございます。

小松委員 実は、この自治基本条例づくりを通して、私たち議会は大きく今変わりつつあると私は思っております。特に根本委員長はいつもそういうことを言うわけですね。いろいろなことを議会の中で、二代表制だからしっかりと自分たちでもんで、自分のところだけが抜けがけするというんじゃないで、その中で数の大小がありますよね。もちろん声の大きい小さいはありますけれども、その中でしっかりやっていこうと、よく根本委員長は言っているわけですね。

私どもも、自治基本条例づくりというのは、まさにその小委員は、その中ですごくその作業を今しております。それをまた母体の我々の自治地方分権特別委員会で、またその12名ですか、その中でさらにその思いを、6人は会派は違うんですけども、ある面は結束して、自分の会派の人ともいろいろやり合いながら大きくそちらのほうに来ておりますので、しっかり頑張っていこうと思っております。

山田委員 新宿区の区民の代表としてというのは議会のほうでも使っているわけですがけれども、要するに、正式に代表権を持っている、要するにそういう権限を与えられてこういう言葉を使っているかということ、必ずしもそうじゃなくて、要するに、区民から選ばれた者としてという、そういう意味合いなんですよ。

私も例えば選挙で選ばれているわけですがけれども、区民総体を代表するなんていうのはとても今まで考えたこともありませんで、幾つかの人は代表しているのかもしれないけれども、その程度の話で、要するに「区民の代表として」という言葉の使い方が誤解をされるというんだったら考えなきゃだめだというふうに思うんですけども、普通、通常使われている言葉ですから、私はこれで、選ばれた者としてという意味合いだということでもいいんじゃないかというふうに思います。

辻山座長 少なくとも、立案の課程でそういうことが討議され、了承されているということであれば、つまり一般に流布されている文言としてはこのほうがずっと通りやすく、住民を代表して議員は活動するんだと。これを読んだときに多くの人たちは違和感を持たないはずですので、そこは問題ないんです。おっしゃるとおり。その表現については作業チームにゆだねていいというふうには思います。

どうぞ。

加賀美委員 専門部会案の議会の設置のところ、「議決機関として、」というふうに文言が入っていますけれども、これは要するに執行機関とは違う議決機関という意味でここに「議決機関」と入れていますが、確かに議会の議員の方々からは、条例の提案権なんかがあるだろう、要するに立法権限もあるだろうと。すべて議決するんですよ、議決。予算もそうですし、一定額の契約もそうですし、条例の制定、改廃、全部議決なの。

だから、そういう意味では、議会の一方向的な権限を別に私はどうのこうの言うつもりはないんですけども、議決機関というのは、すべて議会が議決をすることによって条例も制定されますよ、予算も成立しますよと。執行機関とはそこで違いますよということで議決機関をあらわしていますので、別に「議決機関」と表現したからといって条例の立案、そこを否定するとか、そういうつもりは全くございませんので。（「議員立法権ですね」と呼ぶ者あり）そうです。ですから、それは否定するつもりは全くございませんし、そういう意図もないですから、「議決機関」というのはそういう意味だということで御理解をいただければと思っています。

辻山座長 どうぞ。

大友委員 要するに、私ども区民のほう二元代表制の一翼を担うとって調査し、監視しなければならないというふうな形でいって、2番目に、自治立法機関であることをこれからもっと活性化していただきたいという思いを含めて、要するに、議会の位置づけとしては代表機関としてというような表現なんですけれども、責務としてそちらのほうに調査と監視、そして条例の制定、改廃に務めていただきたいというような議会のやるべき姿を責務のほうで表現したという形で御理解いただけたらと思います。

辻山座長 あとはないですか。どうぞ。

木全委員 もう一つ、ちょっとさっき3番、5番は要らないという議論もありましたけれども、その関連でちょっと申し上げると、5番のところの「地域自治を尊重し、議会運営を行うように努めるものとする」というのは、これは「地域自治を尊重し、」というの、そもそもこの自治基本条例の基本的に考えている部分なんで、あえて議会のところに議会の責務にこういったものを落としてくるというのは、そういった意味でいうと、もう少し高いレベルのところであって、そういったことがうたわれていけば、あえてここにまで落とし込まないでもいいのかなという全体の条例のつくりとしてはそういうふうになってくるのかなというふうにも思います。

それから、新宿区の政治倫理条例というのは、非常に広範な定義がされている実は大変よくできた条例なんで、その中でも、区議会の役割というのは草立てであるんですよ。そのほかに議員の責務という項もありまして、それぞれが議会の役割についても、ここでちょっと御披露すると、「区民の意見及び要望に耳を傾け、区民生活の実情を把握するとともに、区政の共同運営者として政策を提案し、条例、予算等を議決し、並びに区政全般が適正に行われているかを調査し、点検し、及び監視する。」ということで、かなり詳細に定義されている中で、今度、自治基本条例の中でまた、自治を進める上での基本的な議会の役割ということで、これを超えるものを何か定義するのはいいと思うんですけども、同じ定義を2通りで違った定義をしていくというのは条例のつくりとしては私はちょっと難しいのかなと。

先行しているものが否定されるものでなければ、これを超える自治を進めるための自治基本条例として、少なくとも最低限、議会の役割を政治倫理条例以外の言葉でうたい上げるといったところがいいんじゃないかなというふうに私はちょっとこの間の議論を聞きながら思いました。

辻山座長 なるほど。御意見はありますか。

樋口委員 5番の「地域自治を尊重し、」という、そのところは、多分区民側ではもうちょっと強い意味があると私は思っております。つまり、今までも、これからでしょうか、地域基盤でしたか、そういったことをこの新宿の自治基本条例では一つ項目を設けて規定していこうという流れの中で、特に地域自治というものを議会の項目の中にも入れ込みたいというところがあったかと思うので、ちょっと今、木全委員のあれとニュアンスが違うかなと思います。

辻山座長 つまり、私も聞いていて、最初もっともだと思ったのは、この基本条例の基本的な価値というふうになっている地域自治だから、それは行政も議会も市民も尊重すべきだと、こういう立場ですよ。もっともだと思ったんですけども、わざわざここに書いたのは、恐らく議会の議決権限と地域自治機関の議決権限の配分のような将来的な、そういうことをにらんでのことかなというふうにちょっと今考えていたのね。だから、そこはそういうふうには書き込むかということの難しさで、久保委員がおっしゃったように、議会運営全般にかけるなんていうのはそのとおりだと僕も思うのですね。

だから、もうちょっと積極的に、例えば決定権の委譲とまでは言わないけれども、そういうニュアンスを、地域で決定できる範囲を広げていくというようなニュアンスで議会との関係を書くというのは難しいといえれば難しいな、確かな。

樋口委員 おっしゃるとおり難しいという部分はある。それは区民側でもそこまで議論は煮詰まっていなくて、ただ、そういう思いといいますか、展望というか、そういうものも若干入れ込んでおきたいみたいな感じもあったかなと。だから、そういう意味で、「地域自治を尊重し、」というぐらいがせいぜいかなと。

辻山座長 なるほど。  
どうぞ。

久保委員 その問題は僕は余り言いたくないんですが、気持ちがわかるから、本当に地域自治を促進しようと思ったときに、その前に大きく立ちはだかるのが議会であるという認識を区民の皆さんは持っているし、またそういう可能性が十分あると思いますよ。地域自治が進めば進むほど、区議会の権限というものが過小視されていく可能性がある。それでも地域自治の促進が必要なんだというふうに今の議員は思っています。

でも、区民の皆さんは、大きな壁は議会だと思っている思いがあるから、気持ちはわかるんで、僕はそれは何も言いません。

僕が言いたいのは、やはり加賀美委員が言われたように、議員立法権があって、議員立法ができますけれども、それは最終的に本会議で議決するんですよ。そういう意味では議決機関なんです。ただ、一般の人が、地方議会というのは国のように立法府ではないと思っています。

しかし、議員には立法権が地方議会にも与えられているんだということを知らない。だから、山田副委員長が言うように、僕は「立法・議決」でいいんだと。この際「立法・議決機関」としたらどうでしょうか。立法というのはやはり区民に訴えるべきだと思うのですよ。そんな、あなたたちの代表機関の区議会は区長の言ったことを議決するだけじゃないんですよということを言いたいね。

辻山座長 どうぞ。

あざみ委員 5番の「地域自治を尊重し、」のところですけども、さっき樋口委員が言ったようなそういう意味でのことだと、ここに置かなきゃいけないのかなというか、それを議会が尊重しなきゃいけないことなのかなと。仕事の仕分けじゃないですけども、将来どういう、議決の部分を委譲するとか何とかというのを見越したことでここに書かれても意味が通じないというんでしょうかね、議会が地方自治を尊重するのは当たり前ですから、単純に読めば。でも、そういうのが含まれるとすごく説明が必要な文章ですよ。ちょっとなじまない感じがしちゃうんですけども。

辻山座長 あれもこれもになるよね。むしろ地域自治のところの書き方にそういうニュアンスをどう含めるかという、そのことは、先ほどの「議会及び区長……体制の整備に」というところともちょっと共通した感じがありますね。

ほかはいいですか。

野尻委員 強く地域自治を尊重しという話は既に盛り込んでありますので、あえて個人的にはここで盛り込まなくともという気もいたします。

それで、行政のほう、区長の位置づけと役割の中でも、区民検討会議のほうからは、区長は区民自治の理念を実現するため、公正で誠実に区政運営に当たると、そういうことも強く訴えましたがけれども、チーム2によりますと、その辺は恐らく既に盛り込まれているからということだと思いますけれども、きょうの次の話題ですけども、結局、自治という話ではなくて、もっと大きく広くとらえていますよね。区民自治という文言は消えるんですよ。ですから、既に強く訴える場所というのをきちんととらえて訴えていったほうが散漫にならないかなと思います。

辻山座長 どうぞ。

加賀美委員 今の先ほどからの議論で、「地域自治を尊重し、」と、この区民検討会議案のところですけども、これは専門部会の議会の責務の(3)とは違うんですか。同じような趣旨ですか。専門部会案の議会の責務の(3)「(1)及び(2)の権限等を行使するにあたり、地域の課題及び区民の意見を的確に把握するとともに、議会活動について区民との情報を共有することにより、区民参加を促進し、区民に開かれた議会運営を行う。」このことを言っている、それとも、自分たちで最終的に議決権が欲しいということを言っているの。

高野委員 全部の答えではないんですけども、一応今加賀美委員が言われた話からすると、まずは議会と行政の話の中で、本当に地域課題はわかっているかな、区民の意見を本当に的確に把握しているかなというところが根底にあるんですね。だから、その部分をわかってよという部分がまず一つあって、それがわかった上でこういう形をお願いしたいというところが根っこにあると。

だから、その部分をあえてここで書くのも変だろうということで、結構省略というか、余分

な文章だとまた見えなくなるので、議会のほうから装飾が多いとかと御指摘をいただくようだから、だから一応こういう形を出してみた。ただ、先ほど「議会運営を行うよう努めるものとする。」というのは、ちょっとこの辺の部分のニュアスはなじまないのかななんて思いながら考えてはいました。お答えになったかどうか。

加賀美委員 我々の(3)と趣旨は同じなんですか。地域課題を明確にとらえるのだ、また区民の意見も的確に把握しなさいというふうに書いてあるんだけど、そのこととほぼニアイコール？

高野委員 個人的になるかもしれませんが、もともと区民検討会議で地区協議会、地域自治組織をつくるということと、それから、本当の意味の住民投票条例というか、それをつくるということと、それから、区民検討会議で区民が議会にやはり提案権が欲しいという話をしていたんです。

それに対して、最初の部分に関しては、機会を与えるというやわらかい言葉しかなかったものですから、その意味で、やはりある意味でその辺の、提案して、我々も議案として出したいんだというところのその部分をどういう形でとってくれるのかという部分があって、そうすると、ではこちらのほうで出した内容が、例えば行政に出したほうがいいのか、議会に出したほうがいいのかということになったときに、議決権もあるわけですから、その立法権もあるんですけども、現状はちょっとわかりませんが、一応そういう形を出して、同じように審議してほしいという部分はやはり望んでいるという。そんな権利までというのは言えないですけども、それに近いような形のものは何としてでもお願いして、そういうものをちょっとうたってほしいというのは事実です。

小松委員 私、ちょっとわからなくなるんですけども、例えば地区協議会、その地域自治の組織が幾つかできるとしますよね。そうすると、全体にそういったものをきちんとルールづくりをするために自治基本条例とか、いろいろなルールづくりのためにやっていますよね。その地域自治を尊重して、今高野委員がおっしゃったような、そういったものは議会側になるんじゃないかなと。

要するに、先ほどからも、私たちは、区民全体のことを考えながら、久保委員もおっしゃっていましたが、そうやって動こうとしている。例えば、都市内分権で分かれたところというのは、ある一つのエリアになりますよね。ある一つのエリアになります。それは全体ではないですよ。ですから、そういった意味での住民の代表という点では議会側になるんじゃないかなという気はするんですけども、そこはどうなんですかね。高野委員、どうですかね。座長を通していませんね。

辻山座長 いいですよ。どうぞ。

高野委員 要するに、提案していくのは、議会に提案していきたいというのが本音なんですけれども、だから、例えば地域自治組織があったときに、それは地域のこれからつくることですから、その中においても、その条例の中でうたえばいいということになると、また少し先送りになるような気もしないではないので、そうすると、そういう自治組織があったときに、そこからこういう形で地域でこうだという。だから、本当の意味の、新宿区全体の考え方と、それから地域の一つ分権された部分が例えばできたとした場合、そこから出ていく権限というののなかったら、ただ何もなしで運営していくということだと何でもないんじゃないかなということだと、それをちょっと説明したいと思いました。

樋口委員 加賀美委員がおっしゃったようないわゆる代表権ということになると、ちゃんとした代表権だったら、やはりそれは選挙しかないですよ。そこまでは考えていない。

ただ、例えばの話、今の地区協議会だと、やはり条例で設置されたものではないわけで、地域の活動としてやられているという、今高野さんが言われたように、そういう部分よりは、もう少し何らかの形で条例で決めるのか、そういう形できちんとして位置づけて、そこから出てきた意見なり提案なりをもっときちんとしたルートというか、仕組みというか、そういうものをつくって議会につなげていきたいという、そういうことかなと思っているんですけども。

辻山座長 どうぞ。

山田委員 今の制度を前提にするならば、そうならざるを得ないというふうに私は思うんですね。

それで、地域自治組織の役割をどうするかというのは、新しい条例をつくることになっていきますから、その中でいろいろ議論すればいいというふうに思うんですけれども、私は当然、今の地区協議会と違って、新しくできる地域自治組織には、要するに提案権というのは当然含まれるというふうに思う。ただ、地域自治組織から提案されたからといって、それが直接議会というか、定例会にかかって本会議で議論されるという、そういうことにはこれは今の制度上はならないですわね。

例えば議会に出されてきた場合は、議会でそれを受けとめるかどうかということ、議論をして、例えば受けとめるということは、それはそれでいいし、受けとめないということであるならば、やはり議会側としてきちんと説明責任を果たしていくというのが大前提になるんだというふうに思うんです。今、そういうふうな仕組みがないですから、そういう仕組みをきちんとつくっていくということになるんじゃないかというふうに私は思います。

辻山座長 どうぞ。

久保委員 僕、高野委員と議会への提案権が欲しいということについて理解の共有をしたいんですが、現在の制度でもそれは許されているわけですよ。例えば、全国民は、外国人でも地方議会に陳情もしくは請願ができます。その言葉が嫌だろうと思うけれども、陳情・請願の中に提案をばっちり入れて、これを実現しろという陳情・請願を出したらできるんですよ。そこでそれが議会で採択されればできるんです。今の制度だってそれはできるんですよということを前提に、あくまでも議会の提案権が欲しいとおっしゃっているのかどうかなんです。

辻山座長 どうぞ。

小松委員 私は先ほど高野委員がおっしゃったことは、地域自治で幾つかできるとするんでしょうか。そこで、それをまたさらに、それを統合する、そこを取捨選択する機関を設ければ、そこからの意見というのだと、区民の代表、私は自分が区民代表だと思っているんですけれども、どうも説明会に行ったときには違うとか言われたりしてきたわけですがけれども、いつのまにか自分は区民だと思っていたものが、違う立場になったのかななんて悲しくもなっていますけれども、だから、今のまま、要するに10とか、5とか、わかりませんけれども、そういう分かれたところと、1カ所から出てくるものというのは、それは区民のすべての代表の意見じゃないですよ。ということになりますよね。それをさらに統括するものができなければ、そこで網をくぐったものでないと、そうすると、それというのは議会とどうなるのかしらというところも感じるんです。

久保委員 すみません、20秒。もうちょっとさっきの言葉を変えて言うと、全国民、全世界の人に陳情権はありますね。そして、それは四谷地区協議会が議決して、それを何としても議会に提案したいんだというときには、四谷地区協議会の名前で請願・陳情を使えば同じことができるということだけはたしか。それは拒否はできませんから、議会は必ず受け入れざるを得ない。そして、いいか悪いかは委員会の審議ですよ。

山田委員 久保委員の言うとおりだというふうに私は思うんですけれども、しかし、今の地区協議会は、区との関係が全く不明確なんですよ。要するに、法的にというか、条例上も認知されている組織じゃないという、そういうふうな立場にあるということは我々もきちんと自覚はすべきだというふうに思うんです。

これからつくろうとしている地域自治組織というのはそうであってはならないわけで、やはりきちんとした役割を自治体の関係でも果たしていくという、そういうことを明確にすると。明確にした上で、どこからか出てきた場合には、要するに、そういう組織から出たんだという前提で我々も対応しなきゃだめだということだというふうに思います。

大友委員 地域自治を尊重してくださいということと同時に、例えば10地区に分けたとして、10地区のまたその上に機関を置いてというよりも、もうちょっと地域を分散化した中での、本当にミクロの中での要望というのがあると思うんですよ。そういうのもやはり取り上げていくべきではないかなと思うんです。それが地域自治なんじゃないかなということだ話したと思うんです。

よね。

それで、ではこれ、例えばの話ですけれども、落合には関係あるけれども、区全体としては関係ないじゃないのといったらば、じゃこれは関係ないのねというような形でやってもらってはいけない。もっとそういう意味でそういうふうに言っているんじゃないかと。

小松委員 それはすごくよくわかるんです。ただそこで、その協議会同士で利害というか、意見が相反する場合があります。要するに、こちらではいいと思っていることが、こういったときにそのための今ルールづくりとして自治基本条例を制定しようとしているわけですから、その問題なんです。そういった意味においては、結局行政の出てきた専門部会の地域の意見を尊重してということと、そこを今そのままですら落ちつくのかなと。

野尻委員 今日、ただいまの地域自治と申しますのは、今現在、各出張所ごとにある地区協議会、それは区からも認められている、条例の位置づけはあるとは言えませんが、認められているからこそ支援されているんですね。

それで、東戸山中の跡地のことも、陳情、請願ですか、地区協議会としていたしました。それで意見が通ったんですね。ほかに売却しないということで、そういうこともできるんですね。

ただ、その条例に位置づけられていないからといって、何かはっきりしない団体だとか、そういう話にはならないと思いますし、地域自治組織ということを前回いたしましたけれども、今後、地域自治区ができて、一つずつ地域自治組織ができたときに、本当に権限をどこまで持たせるか、代表権、そういうことをどこまで盛り込むのかというのは本当に難しく、行く先、20年後ぐらいですか、それこそ選挙で選ばれるのであれば、そこからそれぞれの選挙で選ばれた人たちがまとまれば議会ということになるかと思うんですね。そういうことも考えられるかなと思います。

ですから、この地域自治、ちょっと話が戻って申しわけないんですけども、地域自治組織のところの別条例ですか、そういうものを本当に慎重に将来を見越してよく議論しなければということですよ。

ですから、先ほどから出ています議会と今現在の地域自治というのは、ちょっとこの、今現在の地域自治の実態をよく知っていただければというぐらいかなと思いますけれども、今現在の地域自治と申しているもの尊重していただければと。将来的には、またもっともっと厳しいものになるかと思えます。

辻山座長 まとめることはできませんけれども、そろそろ時間的に前へ進もうということで、大体の絵づらというか、議論の配置を見ますと、結局、地域自治区をつかって、その国それぞれの地域自治組織をつくる自由と権利を認めるということになったんだけれども、そこが一体どのようなものとして自治を担っていくのかということについてはいまだはっきりしていない。それは条例に送ったということなんです。

恐らく、この基本条例で扱うということは、そこを大事にしてということだから、そこにエンパワーしていく、力を与えていく、あるいはエナブリングというんですか、可能にさせていくというようなことを考えないと、仏つくって魂入らずということになるので、その場合に何かあるかという、高野委員は、どちらかと言えば決定についての提案というような側面でお考え、御発言になって、それについては幾つかの反論はもちろんです。それは逆に言えば、その問題は、この基本条例に区民一人一人の提案権についての保証がないということと実は、そこは欠落しているというふうに思うんですね。

当然、一人一人、今の陳情なり請願というのもすべて議員に系列化させるということとを予定している仕組みになっているわけで、そうではなくて、一人の区民として提案する権利があるんだよということの中で、例えば地域協議会だってそれができるというふうに考えることは可能だ。

一方で、エンパワーメントということでいいますと、例えばほとんどの決定は地域にかかわっておりますので、地域にかかわらない決定を区議会がやるわけがないわけですから、それについては、その地域への諮問というようなことが例えばルール化できないだろうか。あるいは、場合によっては、議決の前に地域ごとの合意取りつけというようなことができないだろうか。

そこで発生するのは、御指摘のとおり、ここここはこういう意見でまとまったけれども、全然違うところも出てきたよということ、そのことを踏まえた上で区議会が合意形成するんだという仕掛けにしたらどうだろうか。それは今までのものよりも苦渋に満ちた議決になるかというふうに思うのですけれども、少なくともその手続を、それこそ加賀美委員がおっしゃった地域の課題や地域における区民の声をどうやってとるんだということの意味でも、実はそれは区議会が一人一人、私は落合地区の意見は知っているよというのではなくて、その地区の自治組織を通

じて出てくる意見を取り上げていくというような方法は成り立たないのだろうかというような、大体ざっくりと言えはそういうような思いですよ。

結論から言うと、それをこの議会のところにその方向性を書き込むか、または、それは落ちつきが悪いので前に議論した細かいことは条例に委ねますと。地域自治組織の運営等についてはゆだねますといったその条例でやるんだぞということで幕を引くか、大きく言えばそのどちらかになるんだらうなという感じがしていて、ちょっとそこは作業チームに送るにしては決断の壁が厚いかなという気がします。

久保委員 地域自治尊重は気持ちはわかりますけれども、今ずっと議論を聞いていて、やはり地域自治尊重というのは、きのう僕ら2チームがやったまとめと、後で出てくる行政の責務の3点を基本的なものにまとめて提案をさせていただきますが、ここに入ってこなかったらおかしいわけで、行政の責務にも地域自治尊重が入らなきゃおかしいんだけど、チーム2ではそこまでいったら切りがないと。あくまでも基本的な3点に絞ろうときました。

そういう意味では、議会にだけ地域自治尊重の責務を負わせるというのは、僕は無理があるんじゃないかなと、ずっと聞いていて思いました。

辻山座長 どうぞ。

根本委員 区議会でも何でもありませんけれども、旭川市と石狩市の視察に行ってきたんですよ。向こうは726平方キロメートルあるいは700メートル、市の面積は七百二十何キロだから、大体こっちからこっちへいくと60キロから70キロ。旭川市はかなりそうですけれども、石狩市は同じような面積のところ、8割方が集中的に団地に住んでいて、村だった2つは5,000人とか3,000人とか、これもやはり60キロという話なんですよ。

今、新宿区で、私のところは戸山第三保育園が問題になっているんですね。そうすると、うち18平方キロで、30分かからないんですね。歩いてはもうちょっとかかるけれども、ですから、戸山第三保育園はどうなっているかということ、実態としては、第一希望に外れた人が遠くからそこに来られるという。遠くというのは端ですよ。そういうのが1つ。

それから、さっきの東戸山中学校の跡地のところの小規模のデイサービスセンターというところで言えば、それはどこからでも来れるわけですよ。そうすると、各地域自治の中でこれが欲しいというふうにしてもそこで完結しないですよ。そうすると、18平方キロメートルの中の地域自治というのは、一体どういう地域自治なのだろうかということなんかも含めて、私は自治基本条例じゃなくて、そのところで相当議論して行って、新宿区らしい地域自治というのをくり上げていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っているんですよ。

文化だとか歴史というのは、江戸時代のころからあったり、ちょっと前までは牛込区と淀橋区だったというので、多少歴史的な違いはあるんだけど、しかし、面積的なことと言うと、地域自治に議決権を与えるというほどの地域自治の面積なのかということなんかも含めて、じっくりここは、議会の役割とか何とかということを超えたところというか、議会も行政も区民もみんな一緒になってそこをくり上げていくというようなことじゃないのかなということをつくづく思いながら帰ってきたんですよ。

ということで、何ていうことはないんですけれども、結論めいた話は何もないんですけれども、新宿区らしい地域自治というのを条例制定に向けてつくっていければいいんじゃないかなというふうに思っているんです。という意見です。

辻山座長 というまとめ的な発言でしたが、いいですかね。

ただ、1つだけ個人的に引っかかったのは、面積が小さくても地域的決定が必要なのは利害が分散しているという事実をやはり考慮しないと、都市部はそこがきついなという気がしますね。だから、それも含めて新宿区らしい決着の仕方を考えなきゃいけないということだと思いますね。これは恐らく、私は豊島区も練馬区もかかわってきましたけれども、こんな議論をしたことは実はなかったんです。地域内自治というようなことについてほとんど議論してきませんでしたので、そういう意味では、非常に極めて大都市における実験的なテーマになりつつあるなと思っていて、今後、もう少しあきらめずに議論を詰めていただきたいと思います。ということで、いいですかね。

あと、私からは、これは議会なのか、区議会なのかということだけ作業チームでちょっと詰めていただければいいなと。大した議論ではありません。表現の方法と統一性の問題だけのことで。

ということで、軽く1時間半を経過してしまいましたので、次へ移ってはいかがでしょうか。

次は、区長行政のところですが、作業チームの検討結果が出ておりますので、まずそこから、その報告を受けてから議論したいと思います。

どなたかお願いできますか。お願いします。

野澤委員 それでは、資料5をごらんください。

チーム2では、区分Cの行政の役割と責務、それから行政の運営、税財政、それから区分Gの情報の共有につきまして、三者案のたたき台をもとに、これは区民検討委員会の皆様のほうで5つの項目に絞られておりますので、その項目に即した形で整理をしまして、骨子案にまとめたところでございます。

まず1点目、資料の1ページというふうに書いてあるところをごらんいただきたいと思います。

1枚目が区長の位置づけと役割というところで、まず三者案の調整たたき台で、ちょうど区民と議会から5つほど項目が出ておりますが、一応この内容につきまして3つの類似したものにグルーピングをして整理をさせていただきました。

それで、検討の結果、骨子案の内容として盛り込むべき事項といたしましては2つの項目にまとめさせていただいたところです。

まず(1)としましては、区長の設置というところで、「区民は、区民の信託に基づき、区の代表として区長を置く。」という形で規定させていただきました。

2つ目が区長の役割、責務というところで、(2)でございますが、「区長は、区民の信託にこたえ、公正かつ誠実に区政運営を行わなければならない。」という形で規定をさせていただきました。

引き続き説明を一通りさせていただきたいと思います。次の2ページ目をごらんいただきたいと思います。

2ページ目は、行政の役割と責務というところで、区民、議会、行政からは7つの項目でたたき台が出ていますところでございますが、一応この内容につきましても3つの内容に絞って検討をさせていただきました。

それで、まず骨子案に盛り込むべき事項といたしまして3つに絞ったところでございます。

まず1点目が、区民に身近な基礎自治体を目指すというような内容で、行政、括弧しまして執行機関というふうには呼ぶこともできますので、ちょっと併記させていただきましたが、「行政(執行機関)は、区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任のもと職務の執行にあたり、区民に身近な基礎自治体を目指す。」これが1点目でございます。

それから2点目、まずこれは区政運営の前提ということになりますが、「行政(執行機関)は、公共サービスの提供にあたり、基本構想に基づきその実現のため総合的な計画を定めるものとする。」。

3点目が健全財政の確保とか効果的な公共サービスの提供ということで、「行政(行政機関)は、持続可能で健全な財政基盤を確保するとともに、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めなければならない。」という形でまとめさせていただきました。

ちょっとここで補足させていただきますと、たたき台の中で、前回の議論の中でも区民検討案の中では、区民の学ぶ機会というような項目がございましたが、こちらの内容につきましては、情報公開を得るために区民の学ぶ機会ということになりますので、後段のほうに情報公開がありますので、ちょっとそちらの内容とリンクする形で、ここで直接的な表現は入れておりません。

次の3ページ目でございます。

3ページ目、職員の責務でございます。こちらは議会、それから区民の案として4つほど項目が出ていますが、一応こちらの内容も3つに整理させていただきました。

まず(1)としまして、区民としての自覚と自治の実現というところで、「職員は、区民の一員であることを自覚し、区民との協働の視点に立ち、自治の実現に努める。」。

2点目が、公平で公正な職務の執行についてということで、「職員は、区民全体の奉仕者であることを自覚し、公共の利益のために公正かつ公平に職務を執行する。」。

3点目が、能力開発についてということで、「職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に努める。」、一応3点にまとめさせていただきました。

それから次のページ、4ページ目でございます。

4ページ目は、行政運営についてというところで、前回も区民検討案としまして、かなり多数の項目をいただいたところでございます。区民、議会、行政と17項目の内容につきまして、かなりリンク、類似するものもございますので、ちょうどたたき台の右のほうに少しA、B、Cというふうには振ってございますが、6つの内容で少しグルーピングをさせていただいた中で検討をし

たところでございます。

5 ページのほうを見ていただきたいと思います、その内容を盛り込むべき事項としましては、6 つの内容に整理をさせていただきました。

まず1 点目、A というところです。こちらは組織の整備、編成についてということでございますが、「行政（区）は、 条の規定による」、要はこちらについては、前段の行政の責務等の規定がございまして、ちょっとそちらの条項を引用するような形で想定をして、「 条の規定による行政の役割と責務の実現のため、組織相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備しなければならない。」というものでございます。

2 点目が、説明責任それから情報の共有というところで、「行政（区）は、多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく提供するとともに、区民への説明責任を果たさなければならない。」。

3 点目が、行政評価ということで、「行政（区）は、行政評価を実施し公表するとともに、行政運営に適切に反映する。」。

4 点目が区民参加とか協働推進、それから区民の方々の意見の集約というところで、「行政（区）は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供しなければならない。」。

それから、5 点目が財政一般というところで、「区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、区民負担の適正化を図り、適切な方法で区の財政状況を公表する。」と、以上5 点にまとめさせていただきました。

それから最後に、6 ページ目、項目としては5 つ目になりますが、情報公開それから個人情報保護というところで、2 つの項目でまとめさせていただきました。

まず1 点目が情報公開、情報の共有という内容で、「行政（区）は、区民の行政情報を知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的に公開し、区民と共有する。」。

2 点目が個人情報の保護につきまして、「行政（区）は、区政に関する情報を公開するに当たっては、個人情報の保護に配慮しなければならない。」と、以上2 点でまとめさせていただきました。

辻山座長 ありがとうございます。

作業チームの方で補足とかは。

折戸委員 補足なんですけれども、まとめ方のどういうふうにしてまとめたかは今説明ありましたが、各行政と、それから議会と区民の方々が出されたことを全部グルーピングしてあるんですね。ですから、ここの例えば最初のところの三者たたき台を見てみますと、議会、区民のところの1 と書いてありますね。その1 が下の1 になっていまして、それから議会・区民のところの2 というのが2 になっている。3 のところについては、2 に含まれるということで、3 はなくなっているということで、そういうような形でみんなまとめてありますので、最大限のそれぞれの意見を反映できたようにしてあるということ。

それから、最初の区長の位置づけと役割のところでは、さっき議会の議論がございましたので、議会のほうと対をなすものだというふうにも理解しておりますので、議会のほうがどういうふうに決まるかということについて、またこっちのほうも対をなすものなので、少しくまろ整合性がとれればよいなということですが、とりあえずはこういう形で出させていただいたということなどはございますので、かなり苦労してまとめましたので、よろしく願いいたします。

辻山座長 ありがとうございます。

どうぞ、久保さん。

久保委員 補足というのは違うんですけれども、恥ずかしい思いで、きのうあんまりろくに寝ていないで、ぼやっとしていたので、やはりこれはまずいなと今気がついちゃっている。それはあえて言わせてもらおうと、皆さんにやはり審議してもらいたいんですけれども、まず最初に、区長の位置づけと役割の2 に「公正かつ誠実に」と書いてある。「誠実に」という言葉は、やはりほかの言葉にしたほうが、区長というのは行政の代表で「行政は」という主語にしてもいいんですね。誠実な行政というのは、やはり僕の日本語感覚ではちょっとあり得ない、ほかの言葉がいいというふうに1 点だけ思います。

それから、5 ページの組織 A のところの最後のところですね。組織相互の連絡という連絡は、やはりちょっと軽過ぎて、「連携」のほうがいいんじゃないかと。そして最後に、その項にある

Fのところだけ、区長が主語になるのはやはりおかしいなと。区長が突然ここで主語になるのはおかしいなと思います。それだけ今気がついて、本当は言っちゃいけない、きのうやったのに、ごめんなさい。

辻山座長 どうぞ。

小松委員 私は、この3ページ目の職員の責務の2番目ですが、「公共の利益のために」は必要なのか、外したほうがいいのではないかなと。「職員は、区民全体の奉仕者であることを自覚し、公正かつ公平に職務」……。公共の利益のためにということは、すばらしいように聞こえますけれども、これで一人の人を犠牲にしてはいけないという、こういうことは今までもよく歴史上はあったことではないかなと思いますので、ここはこの文章は外してもらいたいなと。外したほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけども、「公共の利益のために」は要らないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

辻山座長 どうぞ。野澤さん。

野澤委員 今1点、公共の利益につきまして、ちょっとこちらのほうの基本的な考え方を申し上げたいと思います。

ちょうどこの内容につきましては、地方公務員法の第30条の規定も想定したところで、その中で、「すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し」というような表現もあったものですから、ちょっとその辺も引用したというのがございます。

辻山座長 どうぞ。

小松委員 「公共の利益のために勤務する」という言葉と、「公共の利益のために公正かつ公平に職務を執行する」というのでは、大分この使われ方が違ったような場合も起こるんじゃないかなと思うんですが。

辻山座長 どうですか。「公共の利益のために」というのが、なければここが何もなくなっちゃうというほどではないというふうには思いますが。

どうぞ。

久保委員 実は最初のチームのときは「公共の利益のために」はなかったんです。何となく真ん中が欠けていて落ち着かないねというので、無理に自治法のいい文句を持ってきただけのことです。やはりそういう御意見が出たら、僕が言い出しっぺだから、小松委員の御指摘は僕は簡潔であるほうがいいに決まっているから、僕は異議ないですよ。

辻山座長 どうぞ。

小松委員 簡潔にするために私は申し上げているんじゃないくて、この言葉というのは、結構重い。体制の状況によっては、どのようにでもなる危ない言葉でもあるかなと、こういうふう思うから、これはあえて指摘させてもらったんですけども。

辻山座長 どうぞ。

山田委員 ほかの条文とも関連することなんですけれども、例えば今までの議論で、住民投票の制度については別の条例で定めるといって、そういう整理をしています。それから、地域自治の問題でも、別に条例を定めるといって規定しているわけですね。要するに、関連条例として、自治基本条例の中にきちんと位置づけられる条文になっているわけですね。

それで、そういう立場から見ると、そういうことを前提にしてみると、例えば幾つかあるんですが、情報公開はどこかにあったと思いますが、情報公開については情報公開条例というのがあります。区で持っているわけですね。要するに関連条例として、これからつくるといって、もう既にあるという条例ですけども、あると。それから行政評価についても一定の基準がありますし、それから職員についてもありますね。

財政については、この間もちょっと議論させてもらいましたけれども、私は財政基本条例とい

うのは、これからの地方政府を目指す自治体にとっては必要だというふうに思っているわけですね。そうすると、それをつくるといことになると関連条例として位置づけなきゃだめだということになります。

したがって、既にある条例も含めて、規定されているものについては別条例で定めるというふうな、そういう統一性が必要じゃないかというふうに思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

辻山座長 どうぞ。

久保委員 実は、昨日審議する前に、新しい専門の委員になってくれた方から、区民検討会議案に対して留意する8点が出ました。その留意すべき8点の6番目に、財政のくだりには、財政基本条例の制定を明確に位置づけるべきだという視点が出ました。そして、きのう6人は、これは当たり前、前提の上で今言った報告にまとめたということです。

財政基本条例の制定を明確に位置づけるべきだということから、それは、だから前提になっています。でも、ほかでも各関連条例をつくらうということは、みんな条文化していませんよ。していないんだから、ここだけ条文化する必要はないというふうに考えたんですね。

辻山座長 内容的に、明確に条例に送りましょうというものについては、これまで……

久保委員 ここで最終的に決めればいいんじゃないですか。

辻山座長 ただ、全部条例をつくらなきゃ動かないというものについて、ここで「別に定めるところにより」というのを入れていくかどうかというのは、ちょっと煩雑だなという気はするんですけどもね。

どうぞ。

山田委員 確かに煩雑のような、新宿区は関連する条例をいっぱい持っていますから、そのつど、別の条例でというとな煩雑になるんですけども。ただ、さっき冒頭言ったように、住民投票と地域自治については別条例ということも明確に盛り込むことになっていますので、そうすると、ここだけ条文化して、そのほかの既に既存の条例として、制度としてあるものについては何も言わないというのも、何かちょっと煩雑さ以上の問題じゃないかなというような感じ。

辻山座長 僕の理解では、基本条例が条例の制定を命じているものについては、書き込んでいるんだなというふうに理解してきたんですよ。新しい制度だから、どちらも。だから、既存のものとは区別してわざわざ入れたなというような受け方はしていたんですけども。

どうぞ。

久保委員 それは結論からいって、ここで皆さんにこの財政基本条例は条文化すべきだというふうに決めてもらえばいいことであって、文章の整理を受け持った2チームの任務ではないというふうに思います。

辻山座長 どうぞ。

山田委員 財政基本条例について言うならば、私はきちんと明確にすべきだというふうに思います。自治体のよってたつ基盤の一番大きいところは、財政なわけですよ。今まで新宿区は財政的には非常に恵まれた環境にありましたけれども、これからは必ずしもそうではない。

特に、公債を発行するとかそういうことを、借金をしなきゃだめだということになるわけですけども、我々がその借金を支払うというんじゃなくて、次の世代が払うわけですから、次の世代の負担というのを、やはりきちんと明確にして財政運営をするというのが、自治体の基本的な責務の一つだというふうに、そこは財政基本条例の中で明確にすべきだと。したがって、基本条例というのは必要じゃないかということです。

辻山座長 それはどこへ書きますか。区長に命ずるというわけにもいかず、条例は議会がつくるから、何か区政運営の基本原則みたいなのところになかったでしたっけ。そういうところでいかとか、何かちょっと場所も考えなければいけないという気はしますね。

山田委員 要するに、2ページの3、ここで言うと3に入るんじゃないんでしょうか。

辻山座長 それは、例えば「財政基本条例の定めるところにより」とか「したがって」とかという文言を入れるということで、つくらせると。

これはいかがですか。もちろん、この話は（「ペンディングにさせていただきます、ペンディング」と呼ぶ者あり）そうそう、執行部と議会との深刻な問題になりそうだなと思います。どうぞ。

木全委員 山田委員の御趣旨はよくわかるんですけども、じゃあ、いわゆる財政運営に関する条例ということになると、ここではまだ、その中に何を入れていくのかという議論がされていない中で、義務づけだけを残してしまうというのは、ちょっとまだ時期が早いんじゃないかなという気がするんですけども。もう少し議論した上で、それであれば別条例でというふうな結論であればいいんですけども、何となく行政運営に関しては、まだ、深まった議論をされていないところでいかがかなとちょっと思いますけれども。

辻山座長 それは、だから議会がつくりましょうとってつくればいいというふうに、考えておけばいいわけで。これを本当に、この文言通りやるとすれば必要でしょうという議論になるぞというようなことは、どうなんですかね。

山田委員 財政規律をどう確立するかというのは、突然降ってわいたような話じゃなくて、今までも結構議論してきたわけですよ。私も財政基本条例をつくるべきだという話をして、（「この場で」と呼ぶ者あり）この場でね。この場では確かに、条例をつくってどうするかというような議論はされていませんから、突然と言えば突然だというふうに思いますけれども、ただ、自治体運営の大もとですからね。

木全委員 おっしゃることはわかるんですけども、内部でも時間が欲しいんですよ。財政基本条例をつくるかどうかについて、あとはどういう内容を盛り込むか。今この場で即断はできないので、それだけ申し上げておきたいと思います。

山田委員 そういうことをつくと。内容はとにかくとして……

辻山座長 つくるという決定だけ、先にしておく。

山田委員 でも既に、ほかの自治体でつくっているところは幾つかあるわけだからね。

加賀美委員 内容を含めて、どういう義務づけが出てくるのかというのが出てきますからね、条例化したときには。そのところで少し検討させてくださいと。要するに、つくりますよというわけではないです。

辻山座長 どうぞ。

大友委員 あと、そういうものをつくる時には、やはり区民のほうにもきちっと議会から御説明がちゃんとしてあって、そういうふうにやりましょうというような運動になれば、行政を動かすことはできると思うんですけども、今、区民のほうでもそこまで考えていないような状態なんです。だから、そこら辺、山田議員を先頭に頑張って、これから運動でやっていただければと思うんですが、よろしく願います。

辻山座長 いかがでしょうか。  
どうぞ。

樋口委員 ちょっと確認というかあれなんですけれども、3ページの先ほどの職員の責務の（2）のところで「公共の利益のために」という、そこなんですけれども、これは私の理解では、昨日の議論の中では、この上に書いてある三者調整たたき台の議会のところにある公益保護という、このことを受けての文章だと、私はきのう、これをいただいたときに思ったんですけども、私もちょっときのうの話を聞いて、あんまり認識なかったんですけども、いわゆる公益保護、

内部告発に対する職員のあれと、でもそれをできるようにしていくということが公益保護で、その公益を公共の利益というふうに、ここで野澤さんのほうで置き換えてくださったのかなと。公益保護というのは、一般の人にとってはなかなか難しいことでもあるしということ。

先ほど小松委員がおっしゃった「公共の利益のために」ということについては、ちょっと違うことで入れたんですね、それは議会のおっしゃった公益保護ということで入れていたと、私は理解したんですけれども。

辻山座長 これはしかし、先ほどの山田委員がおっしゃったのと同じように、これは「条例によって定めるところにより」という趣旨でしょう。これは条例の名称なんでしょう。公益保護及び職員の行動基準に関する条例、それに基づいて職務しなさいよという。だから……（「条例名ですよ」と呼ぶ者あり）条例名なんですね（「ちょっと省略されてはいますけれども」と呼ぶ者あり）

土屋委員 そうしたら、ここは、それを2番の公共の利益のためにというふうに置き換えたのは、これはそういうふうにはとれない、とれないということですか。

辻山座長 先ほど、どなたかが言った、ちょっと間が寂しいねということが正直なところなんじゃないかなという。

土屋委員 でも、私は間が寂しいじゃなくて、ちゃんと公益保護のあれを入れ込んだと思ったんですけれども。

小松委員 多分同じだと思うんですけれども、公益保護というのは大事なことから、絶対これは盛り込みたいよねというところで話はしていたんですけれども、ただ公益保護ということを知りやすい言葉で話し合っていて、何と置き換えたらいいかわからないので、大変申しわけないんですけれども、それは野澤さん、何かいい言葉考えてよというところで、お願いしちゃったんですね。その思いがもしかしたら伝わらない、別の感じで伝わっちゃって、こういう形で出てきたんじゃないかなと思うんですけれども。ただ、やはり公益保護ということに関しては、職員の責務では入れておかなきゃいけないことなんじゃないかと思います、思いますというか、話し合いました。

辻山座長 どうぞ。

小松委員 私は意味は、どういう思いで入れられたかはよくわかるんです。それは本当に皆さんおっしゃっているとおりの意味だろうと思うんですけれども、ただ、これが条例の文言になった場合は、どうなのかなと思ったものですから。

樋口委員 そういう意味での公益保護といわれる公益を、こういう形で公共の利益のためにという、それはちょっと、本当はそうなんだけれども、一般的にこれを読んだだけではちょっと伝わらないですね。だから、もし入れるなら、もうちょっと違う言葉にするのか、それともちょっと違うのか、確かに公平かつ公正にという、公正かつ公平にという言葉で含まれると言えば、含まれるかもしれませんが。

辻山座長 どうぞ。木全委員。

木全委員 山田委員のほうからも御指摘ありましたけれども、これに関しては、新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例というのがあって、職員はここにうたわれているような全体の奉仕者であることの自覚ですとか公平性ですとか、あるいは職員は勉強しなさいと、みずからもう少し儉約しなさいということが定義されているわけです。

自治基本条例の中で、先ほど議員の責務のところでもありましたけれども、政治倫理条例に基づいた部分と、その中に言われているけれども、なお、この部分で強調したい部分ということを入れればいいのかというふうにと考えると、1番にあるような区民の一員であることを自覚しというようなことは、非常に自治を進める上では大切な点ですから、こういった点を出しながら、2番、3番のところは、既に規定されている行動規準ですとか、それから公益通報に関する保護のための条例というのはありますので、そういったものに基づき職員は、というような言い

方にまとめるほうが、あるいは情報公開とか、それから行政評価についても既に規定のあるものについては、それが尊重されなくてもいいものであれば、ここでもう少し強い言い方をしてもいいと思うんですけども、尊重すべきものであれば、そういったものに基づきというような表現にかえていったほうがいいのかなというふうな、それはちょっと検討していただければと思います。

辻山座長 どうぞ。

久保委員 実はきのう、一生懸命やったからこれで万全を期したから、明日はもう無傷で通してくれるだろう、いやそうはいかないと。絶対にたたかれるから、もう1日やるつもりで皆さん日にちをとろうよとって、とりました。

ですから、きょう、今の問題、ここをとるか、あるいは別の言葉にするかというようなことを、ここで僕は結論を出せないと思いますので、もう一回2チームに任せてもらえたらね……。

根本委員 そうじゃなくて、議会案は公益保護及び職員の行動規準等に係る別に定める規定により公正、公平となっていたんですよ。これが、なじまないというか、わかりにくいということなので、だから、これでいいというふうに皆さんが言えば、これでいい。

明日、次回にまた持ってこられたって、それを、これより適当な言葉を探すというのは、かなり困難です。

辻山座長 どうぞ。

高野委員 追い打ちかけるようで申しわけないんですけども、ここの職員の区民全体の奉仕者であると、この言葉が何かすごい重いのか、何かなんだかよくわからない、意味がよく理解できないんですよ。この辺のところはどういうふうな形で来るか。そうすると、何となく、今まで口語体で来ているのに、急にここで文語体になっちゃったのかなとか、そんなニュアンスがあるので、余計ここの部分、ここの公共の利益だけじゃなくて、ここの前の部分も何か、すごい言いたいことはわかるけれども、何かもうちょっと、口語体というか、そっちにかえてもらったほうがいいのかなという感じがしました。

辻山座長 これは、でも憲法の条文のままでもんね。だから、ある意味では解釈も確立している。

それよりも僕が行政の方に聞きたいのは、区民の一員であることの自覚と、区民全体の奉仕者であることの自覚というのは、矛盾しないものなんですか。局面、局面で、これはどう考えたらいいんだろうという。

加賀美委員 ちょっと違和感を持ちます。

辻山座長 ありますね、何か、もう道として。

もちろん、区民全体の奉仕者であるというのは、みんなに奉仕しろという意味ではなくて、一部の人に奉仕してはならない。ということは公共の利益のために奉仕しろと、こう言っているというのが、ですから本当で言うと、2回繰り返して、これはかぶって言っているんです。「区民の一員であること」というのは、とてもすてきなフレーズなんだけれども、よく考えると、何を求められているんだろうということが、これは何と、議会のほうから出てきた原案なんだ。

あざみ委員 これは多分、区民と同じ目線でというぐらいの感じだと思うんですよ。本当に一員になれということではなく、目線、上か下かみたいにあれだと失礼かもしれないけれども、そういうことですよ。そんなに違和感なく、私たちは決めたような気がしますけれども。区民の中に入って、要するに、地方に行けば住民だったりするわけですよ、何とか町とか何とか市の公務員の皆さんは。でも、新宿区の職員は違うので、住所が違うので、だからよりそういう意味では、自覚を持ってということだったと思うんですけども。

辻山座長 どうぞ。

土屋委員 私たちが、ここの「区民の一員である」ということをここに入れたのは、区役所の職

員というのは3,000人、パーセントで言うと区民の有権者の1%に当たる、かなりの数の人で、大企業と同じというか、それ以上の人数がいて、それもみんな新宿区のために、新宿区を何とかよくしようというところで働いているということは、やはり区民の一員というところをもう少し自覚してもらえば、ますますよくなるんじゃないかということと、当然区民であろうというような思いがあって、わざわざチーム2としては、ここにその言葉を入れたという次第です。

辻山座長 なるほど。どうぞ。

樋口委員 これはまだ確定じゃないにしても、区民というものは住んでいて、住み、学び、活動するというか、働くということで、一応区民が考えている中でいえば、新宿区役所の職員の方は、新宿区に働くという意味も込めて、感じとしては今言われたようなことですがけれども、構成上も区民の一員という、そういう言い方になるかなということを見ました。

辻山座長 でも、別にあっても邪魔にはなりません。多分、戸惑っているのは、職員の方だけだと思いますが。

あざみ委員 この際、ほかのところでもいいですか。予備日にやっていただけるということなので、2ページの(1)のところ、最後のところ、「区民に身近な基礎自治体を目指す」と書いてあるんですね。目指すということは、まだ区民に身近じゃないというふうに読めてしまうんです。これは、もともと来ているのは議会の案なんですね。議会の案は、最後は「区民に身近な基礎自治体としての区政を推進する」という言い方をして、ここに決めた経過は全然覚えていないですけれども、ちょっと言い方を考えたほうがいいのではないかと思います。

もう一つですが、5ページのFのところですが、「区民負担の適正化を図り」というのがあるんですが、確かに適正化というのはとても重要なことなんですが、この区民負担の適正化という言葉が行政が使うときには、往々にして値上げだったり、何か大切なものが縮小だったりするときに使われる行政言葉として、非常にマイナスイメージがあります。なので、意味合いとしては、必要かどうかは私もちょっと微妙ですが、もし入れるのであれば、ちょっと言葉をかえていただきたいというのが要望です。

辻山座長 はい。(発言する者多し)

作業チーム2は、第2ラウンドをもう一回やるという前提でよければ、私も一つだけ……。先にどうぞ。

菅野委員 1点だけちょっと気になりまして、6ページなんですけれども、(2)で情報公開の際に個人情報保護に配慮するというを書いているんですが、私は情報公開の際にはこれでいいんだと思うんですけれども、個人情報の保護というのは配慮するというよりも、絶対しなければいけないことであって、常にやらなきゃいけないことなんじゃないかというところで、上の議会からの提案の書き方、「個人情報を保護し適正に管理をする」というところを「しなければならぬ」というふうにさせていただいたほうが、すっといくのかなというところがちょっと気になりました。

辻山座長 公開するに当たっては、個人情報を保護し適正に管理するというふうに書くと。配慮という言葉は、余りにも軽過ぎるということですね。そうですね。現実問題として、情報公開を求めた人の情報を公開できるかどうかというような、非常に危うい領域の問題も出ていますので、それは情報を求めたという個人情報に属するというような議論もあるわけですね。

私からちょっと御検討をと申し上げたいのは、そもそも最初の区長の位置づけと役割というところ、せっかく先ほども議会も区民が設置するといってきたものですから、これは区長の設置というふうに、大きな分類をというようなものをどこかで変更して、例えばこれは章とか節とかとなるのであれば、設置と言ってしまったらどうなんだろうかというようなことを、ちょっと感じたということ。

それから、同じくその位置づけと役割のところ、区民の信託というのは区長に対して行われるのかということについて、御検討願いたいと思っているのですが。アメリカの大統領であれば、多分大統領制だから、国政信託、違うな、あれは州ごとに信託しているんでしょうね、きっとね。日本の場合に、新宿区という統治団体に信託しているんだけど、それは区長に信託している。同時に議会にも信託しているということなのか、憲法で言うと「国政に」と言っているわけで、

内閣総理大臣に信託しているわけじゃないというようなこともあるので、ちょっとそこは御検討願ったほうがいいんじゃないかということをおもいました。

どうぞ。

土屋委員 すみません。その信託に関してなんですけれども、寸前にあった区民の検討会議で、「区民の信託を受けた」という表現はおかしいんじゃないかということで、それをやはりとろうということで、区民案としては区の代表として区長を置くにしたんですよ。それを、私はチーム2のときに言わなければならなかったんですけれども、それを皆さんに伝えるのを忘れてしまって、それでこういうものができ上がってきて、それできょう始まる前にあおしまったと気づいた次第でありますので、その辺はチーム2に持ち帰って、もう一度考えさせていただきます。チーム2の皆様にも、すみませんでした。

辻山座長 ありがとうございます。

根本委員 議会案は、区民は区の代表として区長を置くということと、議会は区民の代表として議会を置くというふうに分けたんですね。これは議論してやったんだよね。作業2のときには、信託にこだわったから抜けたというよりは、基づきのほうがいいんじゃないなんという話になったんだけど、やはりそのところは、でもそれ以上の議論というのはなかなか大変だよね、我々の能力で言うと。だから、今の話でここで、区民は区の代表として区長を設置するなり置くということでいいという話なら、持ち帰って簡単だね。

辻山座長 それでいいのではないかという。

根本委員 そうしたら、持ち帰って検討させていただきます。

あと持ち帰って検討するのはどこですか。さっきの公益保護のところの文書ですか。

加賀美委員 ちょっとよろしいですか。あと持ち帰りで、また検討してもらいたいんだけど、さっきの、職員の責務のところなんですけれども、職員の責務の で、職員は区民の一員であることを自覚しという、そのところなんですけれども、区分Bのところ、これは区民の権利、責務とありますけれども、職員が区民と同じイコールで、そういう意味合いでいいのかな。その整合性というんですか、そこも踏まえて、ここの奉仕者による盛るべき事項を、チーム2として再検討してもらいたいと思います。

根本委員 持ち帰って検討するのはいいんだけど、我々の能力を超えるわけですよ、もう一回やって、二度目だからね。だから、例えば何で区民の一員として自覚しというのは、協働との関係を言っているんだよね。寄せてくるという話があるわけでしょう。だから、さっきも言ったけれども、区民との同じ目線なり、あるいは区民の一員であるという自覚のもとで、区民の皆さんと協働するんだというところを強調したいわけで、（「区民の目線でとか区民の視点で」と呼ぶ者あり）そういうふうに言ってもらおうとわかりやすい。区民の視点に立ちとか、区民の目線で。

辻山座長 どうぞ。

土屋委員 でも、区民の定義のところ、住み、学び、働きというのが出てきているから、やはり区職員は区民なんじゃないかなと思うんですけれども、そうしないと、区民の定義から区職員は除くとしないと、ちょっとおかしくなると思うんですけれども。

菅野委員 なりたくないわけじゃないんですけれども、最終的に「区民」という定義をきちんとお決めになられると思うので、そのときに職員が入っていて差異なり違和感が出ないかなというところが気になる。区民とはというのが、まだ全部オーソライズされていない中で、ここだけ決めちゃって、後で整合性がとれるのかなという、そういう心配でございます。

辻山座長 どうぞ、高野さん。

高野委員 区民検討会議のほうでは、ここの区民の一員であるとか、こういうワークショップをやったときに、職員の教育しろ、それから必ず新宿区の職員を雇えとか、必ずワークショップで

出てくるんですね。この辺のものがずっと流れてきているんですが、今回その部分を、区民の一員であることを自覚ということをやめて、区民検討会議では、「職責を自覚し」という言葉に変えたということが、ちょっと説明したかったんですね。

だから、今御指摘のとおり、職員は区民なのかということになったら、どういう扱いかといったら、おのずと違いますよねという部分になると思うので、だからそのところをちょっと考慮してくださいねということをお願いです。

野尻委員 先ほど座長もおっしゃいましたけれども、区民全体の奉仕者と区民の一員というのは、非常にひっかかるんですね。区民全体の奉仕者ということイコール区民一人ひとりの区民の奉仕者でもあるわけで、それをまた区民の一員であると、細かい部分では違うんでしょうけれども、やはりそういうものの言い方というのは、あり得ないといえますか、それで(1)のほうの区民の一員であることを自覚するというイコール、区民の協働というのは、もう対等の立場で協働していくので、ですから、あえて区民の一員であることなんて入れなくてもいいですし、まして「その職責を自覚し」というふうに区民が文言を選んだということは格調がありますね。区民の一員であるとか、区民全体の奉仕者、公僕ですか、そういうものというのは、やはりこういう自治基本条例の中では余り入れたくない、格調に欠けるようなものの言い方のような気がします。もう当然なんですよ、この両方とも。あえてここで言う必要はないのではないかと。

辻山座長 ということで、お持ち帰りを願うということになります、いいでしょうか。

斉藤委員 今「一員」という言葉で、僕はすごく好きな言葉なんですね。これは実は、うちのほうの出張所がありまして、出張所では町会費を納めているんです。普通そういうところはないですよ。ということは、要するに出張所も町も一緒になって、いろいろなことをやっているんだよという意味だと思うんです。ですから、この一員という言葉が、これはすごくいい言葉だと僕は思って、これは取り除かないほうがいいと思います。

辻山座長 大変だ、こりゃ。

加賀美委員 おっしゃることはわかるんですよ。区民の一員ということで、区民と同じ意識になると、区民の目線で職責を果たしてくださいよと、そういうことですよ。だったらもう端的に、職員の職責を自覚しという、区民案のこの文言でいったらどうですか。また、チーム2で持ち帰って検討したら、結論出ないかもしれない。

辻山座長 どうぞ。

根本委員 これはすごく簡単なんですよ。だけれども、先生が石狩に行って講演したという話だったけれども、石狩はやはり協働にこだわっているというか、自治基本条例で協働をずっと前に出してやっていた。そこではやはり職員の宣誓書も書いてあるんだね。それは何かと云ったら、それは憲法を重視し云々かんぬん守ります、平和を守りますという言葉じゃなくて、石狩市を愛し、石狩市の何とか何とかと書いてある、持ってこなかったけれども、だから、ここは言葉はどうでもいいけれども、私は職責を自覚しというのは、今だって自覚してやっているわけでしょう。しかし、そこをもっと協働なり、あるいは職員と我々が、我々というのは町の人だよ、一体となって頑張るというところをここに強調するところがあるから、それは職責を自覚しというのは、どうも、あんまり全然変わらないよね。

辻山座長 どうぞ。斉藤さん。

斉藤委員 加賀美さんをお願いがあるんですけども、その出張所の所長に、もう払わなくていいとか言わないでください。それをとって、一員を外せとかと言われてもまずいからです。

久保委員 和やかになって非常にいいと思うんですけども、まず職責を自覚するとか、区民全体の奉仕者という言葉は非常に長年使われてきた……（「ありきたり」と呼ぶ者あり）ありきたりの言葉で、そしていかにも、おきれいごとの言葉なんです。こういう言葉というのは、意味も全くもうなしていないで、ただみんな気持ちよく使っているだけ、こういう言葉というのは、新しい新宿区の基本条例からはなくしたほうがいいように思います。だって、みんながもう一回や

ろうと、みんなが言っている……。

辻山座長 チーム2の方から出ましたので、方向性も。

久保委員 いや、こうなると言っていたんですけれども。

辻山座長 そうですか。

では、そういうことでというのは、数点ございましたけれども、ひとつよろしく願いいたします。

ほとんど時間がなくなってというよりも、終わっていると言っていいですね。ですが、これはやらなきゃいけないんでしょう。2つの検討チーム、作業チームからの報告を受けて、その後、地域懇談会のことがありますので、じゃあ最初に区民討議会の準備委員会からの報告を受けたいと思います。

高野さん、お願いします。

高野委員 14日にもう一回、14時から開催しますが、先週の土曜日に重立った形でどういうことを討議テーマとするかということだけ、お話ししたいと思います。

どういうテーマにするかということ、区民の範囲とか基本理念の項目とか、あとは区民、権利、責務という形でのいろいろなことが出てきて、じゃあストーリー性を考えていくと、6項目、7項目、8項目という形で出てきました。そうすると、まず最初に何かをしようかということで、では疑点の話をちょっと討議してもらったらいいんじゃないかということをやりました。

それでその後、区民の権利というところを説明を入れながらこうしてもらおうと。それから、次の段階は、区民参加の方法と、それからその中の住民投票の要件、あるいはその部分の住民投票のことで考えようということ、一応4つのテーマに対して1日でやると。

2日目に関しては、引き続き、その住民投票というところと区民参加の部分の続き、最初は区民をやって住民投票、翌日は住民投票をやって区民参加という形をやって、その次の項目として、行政の役割、議会の役割というものを一緒にやったらどうかということの提案ですね。

それから最後に、メインイベントになりますが、地域自治組織の必要性は何だろうかということの、ここで締めくくりをするというストーリー性で考えていこうかと。細かな内容の何を討議するかに関しては、まだある程度、向こうの学識の学者がちょっと考えてくるということなので、それをもって討議した後、また詳しい話をさせていただきたいというふうに考えております。

辻山座長 では、そういう方向で詰めていただきたいと思います。

事務局から、どうぞ。

事務局 事務局から、区民討議会の参加者依頼につきまして、経過報告をさせていただきます。

5月10日に1,500名の方について依頼書を発送いたしまして、きょう現在5名の方の申し込みがありました。参加者につきましては、5月31日消印有効ということで、60名を超えた場合については、公開抽せんをしていきたいと思っております。

辻山座長 ありがとうございます。

それでは引き続き、区民アンケートの作問検討会からの報告をお願いします。

齊藤委員 区民アンケート作問検討会、第2回目を行いました。第1回目の議事録は皆さんのお手元に配付されていると思います。

作問の方向性について検討がなされまして、前回の決定事項に従いまして、各区分、AからGごとに最低1問ずつ、さらに重点区分である区分A、B、E、Fについては、複数の設問を設定しました。設定したたたき台を事務局が示しました。

このたたき台に対して、各区分の焦点、要するにその中でどういうことをテーマにするかということですね、及びまた個別の設問についての自由意見の観点から、各委員からいろいろ意見が出ました。

決定事項としましては、各区分の設問への焦点の当て方については、各委員から了承を得ました。自由意見でいろいろ出てきまして、アンケートのキーワードとなる自治や協働についてアンケート調査を行う、何しろ初めてこういう言葉を聞くような人は結構戸惑うんではないかということで、わかりやすいように説明や、表現の工夫を行うべきだということを皆さんで了解しまし

た。

これまでの検討で、権利と責務という言葉を使用してきましたが、これはよく我々が権利と責務という言葉を使用してきたんですが、これをもっと、やはりアンケートをしていた方には、責務、役割という言葉を使いやすい表現にしたほうがいいんじゃないかというようなことになりました。

それと、地域自治という言葉は別枠で開設が必要ということです。地域のとらえ方とかエリアの広さについては、設問の中で細かく規定するのではなく、回答者が自分の範囲内で考えていただくということです。

あとは、自由意見欄はどうするかということだったんですが、速報版に反映できないため設けることは必要なしということに決定いたしました。あとは、いろいろ細かいことをたくさん出していたんですが、まだ来週、もう一回ありますので、その辺、煮詰まった点はまた次回発表したいと思います。

辻山座長 ありがとうございます。

御質問ありませんか。どうぞ。事務局。

事務局 区民アンケートにつきましても、事務局から補足させていただきます。

5月11日、入札を行いまして、サーベイリサーチという会社が落札をいたしました。こちらの会社は、区内さまざまなアンケート等もやってきた会社なので、今後進めていくについても、しっかりやっていただける会社であるというふうに認識しております。

今後の予定なんですけれども、作問検討会につきましては、5月17日と5月24日に開催いたします。5月24日の検討で内容について確定いたしまして、文言調整につきましては前回報告させていただいておりますけれども、事務局のほうに一任いただきたいと思います。

アンケートの発送ですが、6月4日発送、回答期限につきましては6月25日、そして7月中旬までに速報版を作成していく予定になっております。

辻山座長 アンケートの作問について、御質問、御意見ございませんか。

それでは、引き続きお願いをしたいと思います。

では、大きな3番目の議題ですが、地域懇談会についてです。これは事務局からですか。

事務局 昨日の副座長会の中で、地域懇談会の開催について検討いたしました。

副座長会の中では、8月2日の週、2日から7日までの間で3回開催するという。そして、開催場所につきましては、牛込箆笥地域センター、四谷地域センター、戸塚地域センターの3カ所で開催したいということで、事務局で会場について仮予約をさせていただきました。

その日程でいきますと、8月3日火曜日、牛込箆笥地域センター、多目的ホールのコンドルで午後6時から8時まで。

2回目の開催が8月5日木曜日、戸塚の地域センターで時間は同じく午後6時から8時まで。

3回目の開催が8月7日土曜日、四谷地域センターで2時から4時まで。

以上で、会場の仮予約をさせていただきました。

週に3回ということなんですけれども、7月末まで区長トークが行われているということ、そして翌週に入りますとお盆でお休みに入ること、この1週間の中で3回ということで、本日御提案させていただいて、承諾をいただければ、日程につきましてはこれで確定させていただきたいというふうに考えております。

辻山座長 地域懇談会の開催と、その日程、場所について御提案がありました。

これはどのように対応するかということは、またここで検討すればいい、この検討連絡会議が主催でやるということですので、それぞれ役割分担もありませんし、進め方の企画もありません。ここでは一応日程だけを、これでやるということで……。

どうぞ。

根本委員 きのお、副座長会議で急浮上して日程まで詰めたということなんですけれども、事情は、6月24日から7月11日まで参議院選挙がある。それから、その前後では「区長と話そうしんじゅくトーク」、これが10会場、選挙の前と7月27日ぐらいまで、ずっと入っていて、その合間に入れることは多分困難だろうということが一つ。

それからもう一つは、区民討議会アンケート、それからパブコメなんかも並行して行って、あ

る程度の骨子案みたいなのものが出て、最後に地域懇談会で諮るということにすると、ぎりぎり合間を縫ってというよりも、8月の頭に集中的にやろうということで、こういう日程。時間は6時、8時というのはもっと遅くしたらいいとかいろいろあるでしょうけれども、日程的にはやるとしたら、こういう日程を組まざるを得ないということだったと、こういう事情ですね。

辻山座長 ということでございます。どうぞ。

久保委員 この地域懇談会は、私たちの連絡会の会員は、出席は義務になりますか。

辻山座長 さて、そこはどうでしょうか。

久保委員 事情を申し上げますと、私は新宿区議会の日韓議員連盟の会長をしています。そして、私たちは8月2、3、4は今期最後の日韓訪問の日程を決めて、民団とも確定をして民団に参加を依頼しています。ですから、僕は会長としては、絶対にこちらを選ばなきゃなりませんので、義務かどうかをお伺いしたと。

辻山座長 それはどうでしょうか。私の感じ方では、区民の方も含めて義務ということにはなりにくいのではないかと。役割が発生したら、それぞれ担える方にやっていただく、またはその方がぐあいが悪ければ、かわりの方にやっていただくというような形で融通し合うしかないのではないかと考えておりますが。

久保委員 根本副座長の話を知ったら、この日しかないという事情がよくわかりましたから、今、座長がまとめていただいたように義務としないで済むように、ぜひここで決めていただきたいと思えます。

辻山座長 いいですか、そういうことで。どうぞ。

野尻委員 一つは確定で結構なんですけれども、この8月の初めのころと申しますのは、地域ではお祭り、盆踊り、阿波踊り、いろいろありますので、なかなか参加者が求められないような気がします。

辻山座長 集まっていたかどうかということ。

野尻委員 ええ、町の方々、皆さん、そちらのほうに専念なさいますので。

辻山座長 でも、1週間伸ばしてお盆に突入するよりはまだいいという、極めて消極的な押さえ方になりますね。  
どうぞ。

高野委員 この3つを設けて、ここの地域だけということではなくて、ここに出られない人が最終的に、本当は金曜日までの話があったんですけれども、土曜日入れておけば、来られない人が土曜日に来ればいいというふうな流れでも考慮したと。

だから、3日、5日というのが来られない方が、この日に来ていただけるような、何かお知らせをしていただいたほうが、地域だけじゃないよということをしていただければと思います。

辻山座長 では、そういうことで、事務局のほうに準備を進めていただくということによろしいですね。

それでは、これでおしまいではなくて、何か言われていましたが。今、地域懇談会が終わりましたので、その他について、7月から9月までの日程を押さえておくようにということが要求されておりますので、一応、事務局が想定している、つまり行政のほうの日程とのこと、それから私の日程と、先ほどちょっとすり合わせまして、幾つか御提案をいたしますので、そこで選んでいただきたいと思うんですが。

最初に7月ですけれども、7月12日の週。できれば12から16の中で、夜となると私は12、13、14日がぎりぎり可能なんですけれども、15も頑張ればできるかなと。横浜から夕方戻ってくれば、月、火、水、木まで入れましょう、の中でどこか可能な場所ございますか。ここはだめという方

があれば言っていただいて。

12がだめ、14がだめ。15はどうですか。15で決まりそうだな、15。

それから、7月26日の週でということで、こちらは26日が私は夜がだめで、27日は区民検討会議があるのでだめで、だから28、29、30でどうでしょう。28でぐあいの悪い方、おられますか。29日ぐあいの悪い方。30日ぐあいの悪い方、30日が一番多いな。そうしたら、28か29でどっちかで落として.....。

次は8月。8月、きつい話というんじゃないか、9日の週で、7日に地域懇談会がありますが、9日から区民検討会議が12日にあるので、だめと。それを除いて9日から13日でどうでしょうか。9日でだめな方おられますか、月曜日です。火曜日、10日だめな方おられますか。じゃあ、10日にしましょうか。

それでは、8月の4週。23日が区民検討会議ですから、24日か、私は25日から27日まで徳島へ出かけるので、24か翌週でもいいと言っているの、翌週の30か31。24でいいですか、それでは24にさせていただきます。

あと少しです、9月。7日、8日、9日が私がだめになる予定なので、これはきついんですね。7日か8日でどうでしょう、7日だめという方おられますか。8日だめという方おられますか。よかった、では8日。9月の最初は8日。

後半は27、28、29、もう1週か。これは27日はだめなわけですね、月曜日は。(その他発言する者多し)可能ですか。だめ。しかも、この辺だと議会への上程を考えると、そろそろタイムリミットということになっているわけですね。では29日、やりますか。(「ひとまず16日は本会議」と呼ぶ者あり)じゃあ、この日、開いても意味がないということですか。(発言する者多し)事務局、29日は、ペンディングにしておいてもいいですか。やるべきことはあるという(「やったほうがいい」と呼ぶ者あり)やったほうがいい。じゃあ頑張って、29日やりましょうか。

事務局 座長すみません、それでは日程の確認をさせていただきますよろしいでしょうか。

辻山座長 はい。(発言する者多し)何月とおっしゃいましたか。7月.....、7月はいますよ。大丈夫です、私は。よろしいですか。7月が29日に変更。

事務局 それでは、そこも含めて確認させていただきます。

7月が15日、木曜日。29日、木曜日。8月が10日、火曜日。24日、火曜日。9月が8日、水曜日、29日、水曜日の全6回になります。

辻山座長 それではそういうことで、予定をお願いいたします。

それでは、その他、ほかに議論すべきことがなければ、きょうのまとめを。

事務局 本日のまとめなんですが、区分B、議会の役割と責務につきましては、議会の役割、責務の部分に、地域自治組織等の権限の移譲等の部分も含めて、そういう方向性も含めて書き込むのか、あるいは地域自治組織の新しくできる条例のほうにゆだねるのかというようなことも含めて、また議会なのか区議会なのかということも含めて、本日の議論を踏まえまして、チーム1のほうに申し送るということです。

また、区分C、Dの骨子案の検討につきましては、こちらにつきましてはいろいろ御指摘、御意見等ありましたら、それらを踏まえまして、チーム2で再度持ち帰って検討していただくということです。

辻山座長 ありがとうございます。

最後に事務局。どうぞ。

事務局 次回の開催及び次回の検討内容について、確認させていただきたいと思います。

まず次回の議題ですけれども、本日三者の提案がありました区分Dにつきまして、検討チーム1で検討していただいて、次回、骨子案Cと御提出していただいて議論するというのが1点。

それから、本日の議論を踏まえて、検討区分C、Gにつきまして、チーム2で修正案を次回提示していただいて議論していただくというのが2点目、現在のところその2点を議題として次回行いたいと思っております。

それと次回の開催ですが、5月27日木曜日、午後6時半から、場所は第2委員会室、本日同じ

会場で開催いたします。

辻山座長 いつものように、ワダさんの傍聴と、それから豊島区在住のイトウさんの傍聴をいただきましたけれども、時間がなくなってしまいました。発言の機会がとれなくて、すみませんでした。

ということで、本日はこれで終わりにさせていただきます。どうもお疲れさまでした。

散会 午後 9時15分